

加糖調製品をめぐる動向等について

令和7年11月5日
税・外国為替等審議会
関税・税分科会
農林水産省

目次

I 糖価調整制度の概要と関税・外国為替等審議会 答申を踏まえた対応方向

- I-1. 砂糖の位置付け
- I-2. 糖価調整制度の全体像（砂糖の場合）
- I-3. 加糖調製品の調整金徴収制度
- I-4. 食料・農業・農村政策審議会 甘味資源部会での議論①
- I-5. 食料・農業・農村政策審議会 甘味資源部会での議論②

II 加糖調製品をめぐる動向と暫定税率引下げによる 政策効果

- II-1. 砂糖及び加糖調製品の需給動向
- II-2. 甘味全体の需要量の推移
- II-3. 直近の主な加糖調製品の輸入動向
- II-4. 直近の主な加糖調製品の輸入動向の分析
- II-5. 暫定税率引下げ対象の加糖調製品6品目の輸入動向と
その検証
- II-6. 加糖調製品ユーザーの意向
- II-7. 加糖調製品からの調整金収入の推移
- II-8. 加糖調製品からの調整金徴収の政策効果

III 国内産糖に係る競争力強化の取組

- III-1. 国内産糖の生産・製造コスト低減のこれまでの取組
- III-2. さとうきび・てん菜の生産コスト低減に向けた取組
- III-3. 甘しや糖・てん菜糖の製造コスト低減に向けた取組
- III-4. 精製糖企業の状況

IV 中長期的な在り方及びその実現に向けた具体的な取組

- IV-1. 新たな食料・農業農村基本計画及び砂糖の位置付け
- IV-2. 砂糖勘定の収支をめぐる状況
- IV-3. 持続的なてん菜生産に向けた今後の対応
- IV-4. 異性化糖の調整金に係る運用見直し
- IV-5. 砂糖勘定の収支改善に向けた取組
- IV-6. 砂糖の需要拡大に向けた取組
- IV-7. 持続可能な航空燃料（S A F）の導入促進に向けた取組
- IV-8. 国産さとうきび等を原料としたS A Fの製造コスト

V 加糖調製品に係る関税改正要望の概要

- V-1. 加糖調製品に係る令和8年度関税改正要望の概要

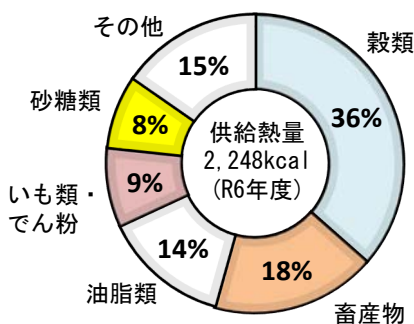
【参考】CPTPP税率のステージング（調整金対象加糖調製品6品目）

I 糖価調整制度の概要と関税・外国為替等 審議会答申を踏まえた対応方向

I-1. 砂糖の位置付け

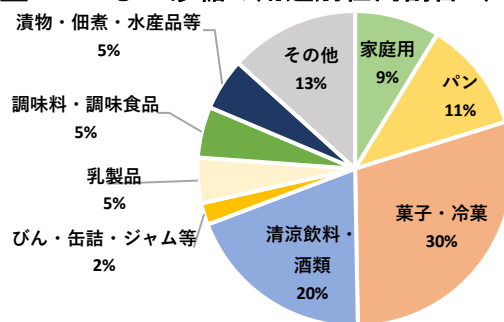
- 砂糖は、国民の摂取カロリー全体の約8%を占める重要品目。
- 菓子以外にも飲料、パンなど様々な用途に仕向けられ、これらの加工食品の原料として欠かせない品目。甘味の付与以外にも防腐効果や発酵促進など様々な効用。
- また、家庭消費向けは約10%を占め、料理の上でも欠かせない調味料。我が国では食品製造業者・外食産業や消費者のニーズに応じて様々な種類の砂糖が生産、供給されている。

○ 国民1人・1日当たりの供給熱量



出典：農林水産省「食料需給表」

○ 砂糖の用途別仕向割合 (R6年度)



出典：農畜産業振興機構調べ

砂糖の「力」

1 防腐効果力

砂糖が食品の水分を抱え込み、微生物の繁殖を抑える

2 やわらか力

肉のコラーゲンと水が結びつくのを助け、肉を柔らかくする

3 泡立ちの保持力

卵白のタンパク質の水分を砂糖が抱え込み、ホイップクリームやメレンゲの泡が安定

4 発酵促進力

酵母による糖質の発酵を促進

5 食品の造形力

生地 hardness 維持や粘りの付与により食品の形を整える

6 デンプンの老化防止力

デンプン分子の隙間から水を奪い、老化を防ぐ

7 タンパク質の熱凝固性改善力

タンパク質の熱凝固温度が高くなり、プリンなどのなめらかな口当たりを維持

出典：精糖工業会「砂糖の知識」

砂糖の種類

上白糖



しっとりとしたソフトな風味で料理、お菓子、飲み物など何にでも合う。

白ざら糖



グラニュー糖より結晶が大きく、無色透明。純度が高く光沢があるので高級菓子に使われる。

グラニュー糖



上白糖より結晶の大きいサラサラとした砂糖。くせのない淡白な甘さのため、コーヒーや紅茶、お菓子作りに使われる。

中ざら糖



純度が高く、カaramelにより黄褐色をした砂糖。独特なまろやかな風味から、煮物や漬物に使われる。

三温糖



甘味が強く、独特な風味がある。煮物や佃煮などに使うと、強い甘さとコクが出る。

角砂糖



グラニュー糖を固めた砂糖。一個の量が決まっているのでコーヒーや紅茶に加え、料理やお菓子作りにも便利。

氷砂糖



和三盆



黒糖



粉糖



I-1. (参考) 加糖調製品の例

■ ココア調製品

→ 砂糖とココア粉の混合物、チョコレート菓子の半製品等

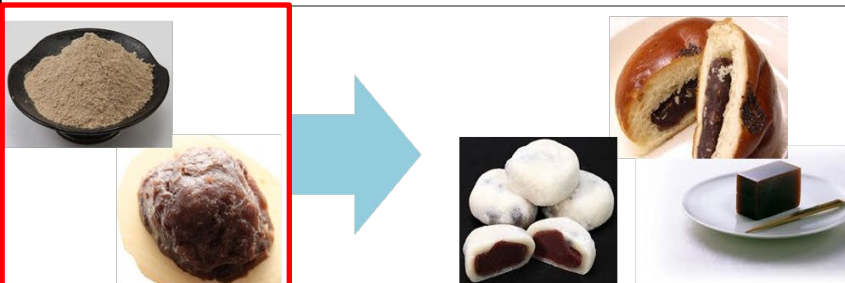
【使途: 菓子類・飲料原料、チョコレート製品等】



■ 調製した豆

→ 砂糖と小豆の混合物等

【使途: 和菓子原料(加糖餡)等】



■ コーヒー調製品

→ 砂糖とコーヒーエキス、インスタントコーヒーの混合物等

【使途: インスタントコーヒー、菓子類・パン原料等】



■ 粉乳調製品

→ 砂糖と粉乳の混合物等

【使途: 缶飲料、粉ミルク、アイスクリーム原料等】

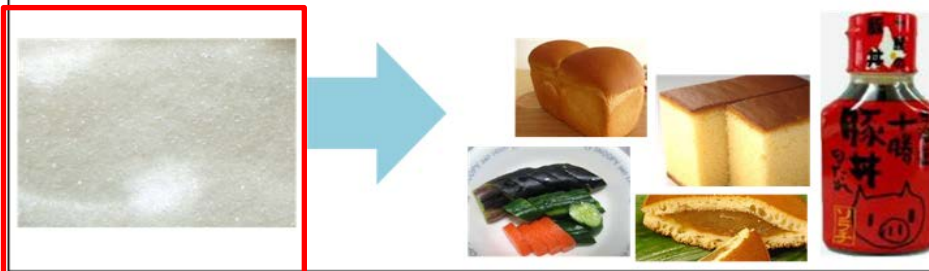


■ その他の調製品

→ 砂糖とソルビトール(甘味料)の混合物、砂糖と塩の混合物等

【使途: 菓子類、パン、漬け物、調味料原料等】

(ソルビトールと砂糖の調製品は砂糖と同様に幅広く使用可能)



が加糖調製品

I - 2. 糖価調整制度の全体像

【砂糖の場合】

- 糖価調整制度は、最終製品である精製糖の海外からの流入を高い水準の国境措置を通じて阻止する中で、沖縄・鹿児島・北海道の甘味資源作物や、これを原料とする国内産糖の製造事業、更に国内産糖と輸入粗糖を原料とする精製糖製造事業が成り立つようにすることで、砂糖の安定供給を確保していく仕組み。
- 具体的には、
 - ① 輸入精製糖には高い水準の関税・調整金を課す。このため、ほとんど輸入されない。
 - ② (独) 農畜産業振興機構 (A L I C) は、粗糖を輸入する精製糖企業から調整金を徴収。これにより、輸入粗糖の価格が引き上げ。
 - ③ A L I C は、甘味資源作物生産者・国内産糖製造事業者に対し、交付金を交付。これにより、国内産糖の価格が引き下げ。
 - ④ 価格が引き上げられた輸入粗糖と引き下げられた国内産糖を原料として、精製糖企業は国内で精製糖を製造し、消費者に供給。

輸入精製糖、輸入粗糖、国内産糖の全体像



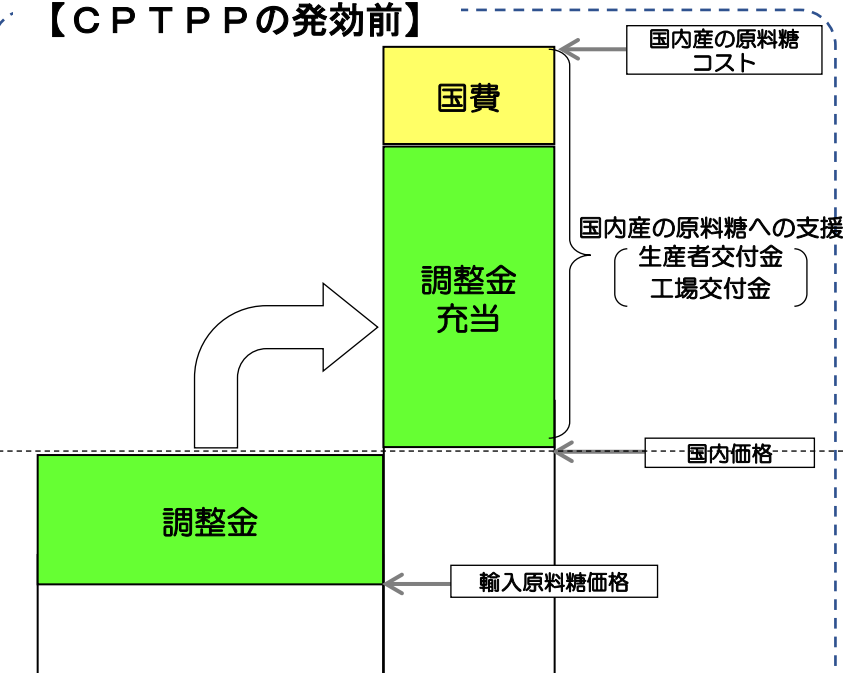
輸入精製糖、輸入粗糖、国内産糖の価格差の概念図



I-3. 加糖調製品の調整金徴収制度

- 糖価調整制度は、海外からの安価な輸入粗糖から調整金を徴収することにより、輸入粗糖の価格が引き上げられる一方、甘味資源作物の生産者・国内産糖製造事業者に対し、交付金を交付(図の緑色部分)することにより、国内産糖の価格が引き下げられる。これらの措置により、両者の価格のバランスが図られ、国内において両者の価格は同水準(図の「国内価格」部分)となる。
- 平成29年11月の「総合的なTPP等関連政策大綱」において、甘味資源作物について、「国産甘味資源作物の安定供給を図るため、改正糖価調整法に基づき加糖調製品を調整金の対象とする。」と記載され、平成30年12月30日(CPTPPの発効日)から、改正糖価調整法に基づき、加糖調製品を新たに調整金の対象とし、これを国産の砂糖の支援財源に充当すること等を通じて国産の砂糖※の競争力の強化(図の赤色部分)を図っているところ。

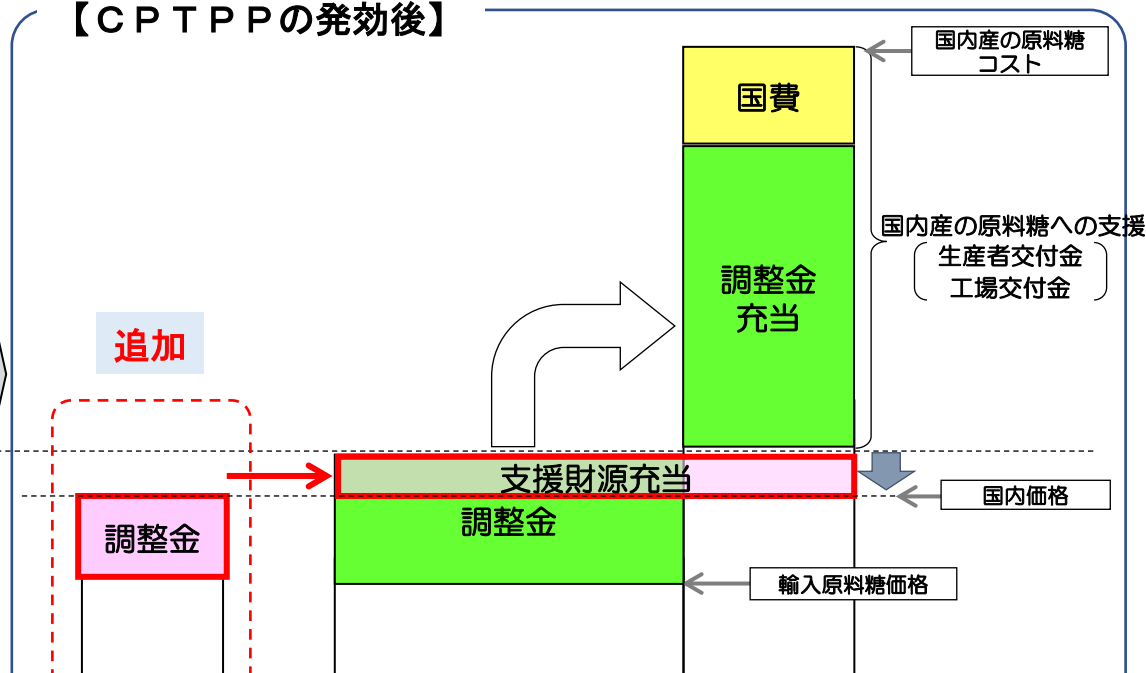
【CPTPPの発効前】



【輸入原料糖】

【国内産の原料糖】

【CPTPPの発効後】



【輸入加糖調製品】

【輸入原料糖】

【国内産の原料糖】

※ 輸入又は国内産の原料糖を使用して製造される砂糖

I-4. 食料・農業・農村政策審議会 甘味資源部会での議論①

～関税・外国為替等審議会答申を踏まえた暫定税率引下げに係る対応方向の検討～

- 関税・外国為替等審議会における答申を踏まえ、学識経験者、砂糖関係者等に加え、関税分科会委員もオブザーバーとして参画する甘味資源部会において、砂糖及び加糖調製品に関する今後の対応方向等を検討。

1. 開催目的

加糖調製品の暫定税率の引下げは、国産の砂糖の価格競争力の維持を図ることを目的としており、糖価調整制度においても、生産者や産地製糖工場の交付金財源と密接に関係する重要な要素である。このため、関税分科会における答申(※)を踏まえ、学識経験者、砂糖関係者、関税分科会委員等から幅広い意見を聴取し、今後の対応方向を検討する。

(※)昨年度の答申(抜粋)

農林水産省は、糖価調整制度の目的に照らして国内産糖への支援の原資となる調整金を拡大する方針であることなどを総合的に勘案した結果、加糖調製品のうち5品目(ココアの調製品、ミルクの調製品等)について、調整金の拡大が可能となるよう、令和7年度のCPTPP税率の設定状況等を踏まえ所要の暫定税率引下げを行うことが適当である。

他方、今後の加糖調製品に係る暫定税率の設定においては、農林水産省に対して、加糖調製品と国産の砂糖の価格差及び需給の動向、国内産糖に係る競争力強化の取組状況、暫定税率の引下げによる政策効果について、消費者の視点も踏まえつつ、検証及び報告を求めるとともに、食料の安定的な供給等における砂糖及び加糖調製品の位置づけを踏まえた関連制度の今後の在り方及びその在り方の実現に向けた具体的な取組みを進め、それらの進捗等についても明らかにすることを求めることが適当である。

2. 構成

- 委員・臨時委員・専門委員

学識経験者、マスコミ、和菓子屋、北海道・鹿児島・沖縄の生産者団体、
北海道・鹿児島・沖縄の製糖工場の団体、精製糖の団体、異性化糖の団体等

- オブザーバー(関税分科会 委員)

学識経験者、消費者団体

- 事務局

農林水産省

3. 今年度の開催状況

2025年9月10日(水)

I-5. 食料・農業・農村政策審議会 甘味資源部会での議論②

～関税・外国為替等審議会での意見・答申を踏まえた対応方向～

○ 関税改正要望に係る内容は、「総合的なTPP関連政策大綱」に基づき、国産の砂糖の競争力強化を図る観点から、「CPTPP税率の設定状況に応じて、加糖調製品の暫定税率を引き下げ、令和8年度においても、引き続き関税改正の要望を行う必要がある。」旨の対応方向が示されたところ。

○ 「総合的なTPP関連政策大綱」に基づき、国産の砂糖の競争力を強化するという観点から、CPTPP税率の設定状況に応じて、加糖調製品の暫定税率を引き下げるために、令和8年度においても、引き続き関税改正の要望を行う必要がある。そのためには、令和7年度答申を踏まえ、以下のように説明する方針。

○ 糖価調整制度は、調整金負担という実需者負担型の仕組みであるからこそ、国産の砂糖価格を引き下げることで国民負担の軽減を図り、消費者から支持されることが重要である。このため、

- ・生産者、製糖業者のそれぞれが生産・製造コストの削減に向けた不断の努力を進めること
 - ・加糖調製品からの調整金収入を国産の砂糖の支援に充当すること
- を通じて、国産の砂糖がより効率的かつ安定的に供給される環境を整備する必要がある。

○ また、本年策定された新たな食料・農業・農村基本計画においても、「国内産糖の安定供給を図るためには、糖価調整制度の持続可能性の向上に取り組む必要がある」と記載されたところであり、中長期的な観点から、糖価調整制度の持続的な運営に向けては、

- ・砂糖消費量の減少が続く状況にあって、制度の存続が危ぶまれる中、輸入糖と国内産糖のバランスを確保すること、また、調整金収支の均衡を図ること
- ・国産の砂糖への切替えや菓子類の輸出の拡大等により砂糖の需要拡大を図ることに加え、持続可能な航空燃料(SAF)を含むバイオジェット燃料等、甘味資源作物の他用途利用について、離島地域や業界の活性化を念頭に置きつつ、その実現可能性を広く検討すること等が必要である。

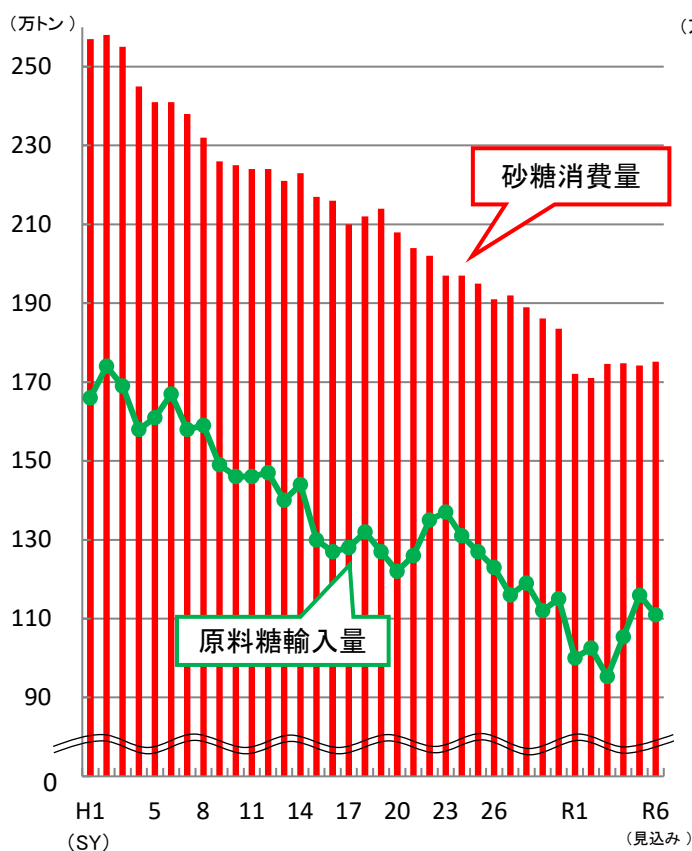
○ これらの取組を進めていくことを基本としつつ、甘味資源作物から製造される砂糖は、国民に消費されることを通じ、国境離島における代替の利かないさとうきび及び我が国最大の畑作地帯の輪作体系の維持に欠かせないてん菜の生産を支えており、単に経済合理性のみでは評価できない背景を有していることに留意する必要がある。

Ⅱ 加糖調製品をめぐる動向と 暫定税率引下げによる政策効果

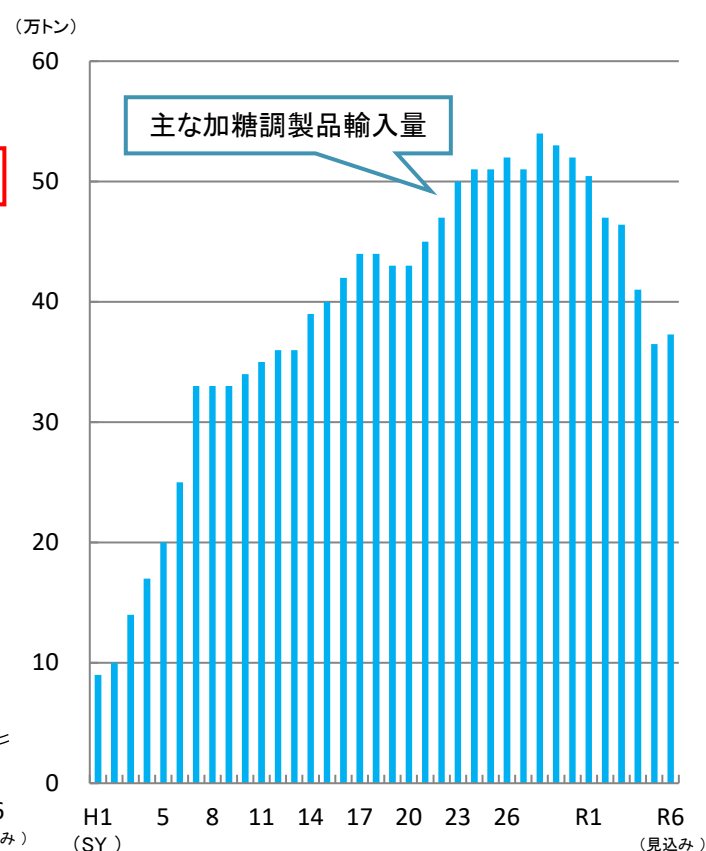
Ⅱ-1. 砂糖及び加糖調製品の需給動向

- 砂糖とソルビトール等を混合した調製品の輸入が自由化された平成2年以降、安価な加糖調製品の輸入量は大幅に増加し、国内の砂糖需要を代替。
- 直近の令和6砂糖年度では、主な加糖調製品（調整金徴収対象外ラインも含む）の輸入量は、約37万トンと前年に比べやや増加する見込み。

○ 砂糖の消費量の推移



○ 加糖調製品の輸入量の推移



加糖調製品（調整金徴収対象）の概要

種類	内容	用途	推計砂糖含有率	主な輸入先国
ココア調製品	ココア粉、カカオマス＋砂糖等	チョコレート菓子、飲料等	87%	韓国、シンガポール、マレーシア
調製した豆	小豆、いんげん豆＋砂糖等（加糖餡が主）	和菓子等	50%	中国、タイ
コーヒー調製品	インスタントコーヒー＋砂糖等	飲料、アメ菓子等	80%	ベトナム、インドネシア
粉乳調製品	全粉乳又は脱脂粉乳＋砂糖等	コーヒー飲料、アイスクリーム等	65%	シンガポール、韓国
その他の調製品	ソルビトール＋砂糖等	水産練り製品、菓子、佃煮等	80%	韓国、タイ

資料：農林水産省「砂糖及び異性化糖の需給見通し」、財務省「貿易統計」を基に農林水産省地域作物課作成

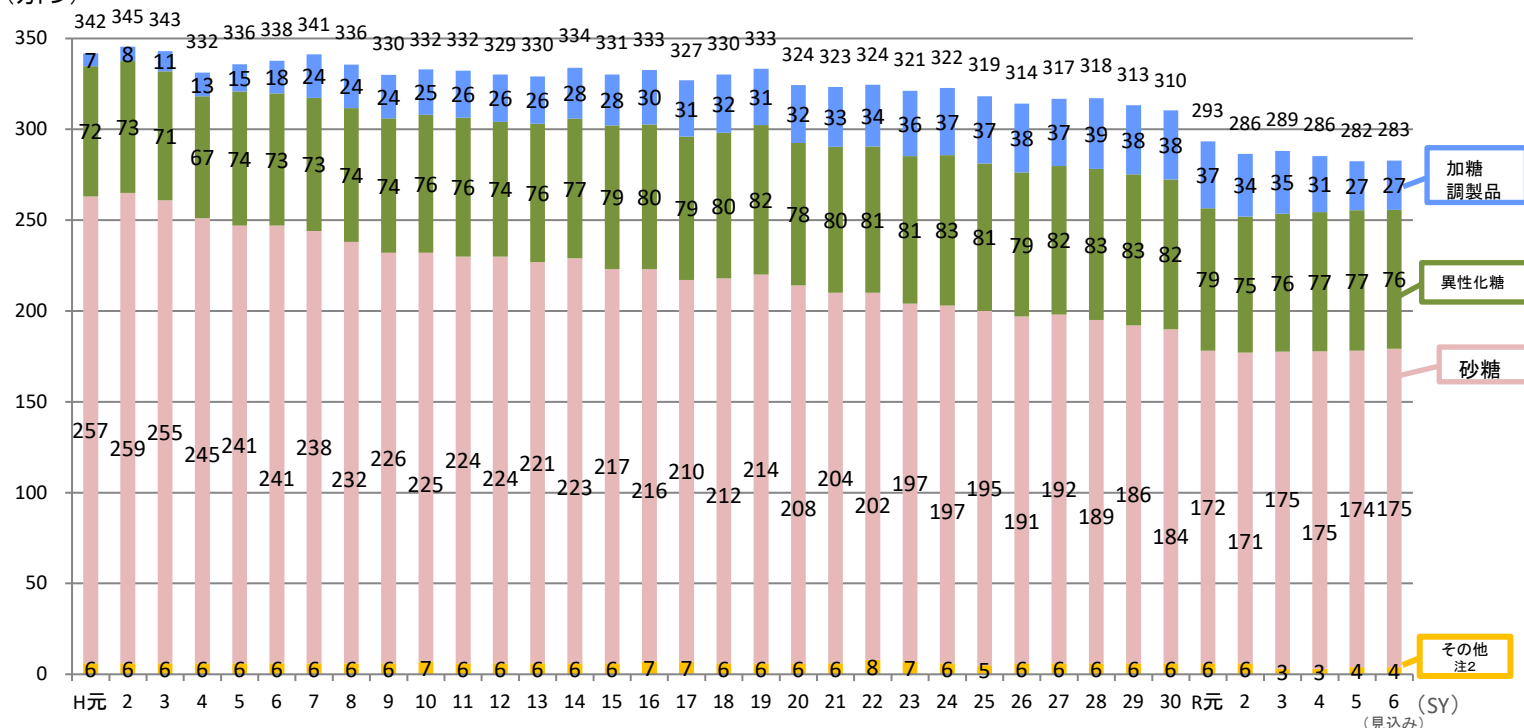
注：砂糖年度とは、当該年の10月から翌年の9月までの期間。

Ⅱ-2. 甘味全体の需要量の推移

- 甘味全体の需要量は、人口減少や消費者の低甘味嗜好等もあり減少傾向。直近では、新型コロナウイルス感染症による経済活動の停滞の影響等もあり、300万トン进行り込む状況。
- 甘味の内訳では、加糖調製品の輸入が自由化されて以降、安価な加糖調製品の輸入量は大幅に増加し、加糖調製品が砂糖需要と代替してきた。(加糖調製品の需要量: 7万トン(H元砂糖年度)→27万トン(R6砂糖年度見込)、砂糖の需要量: 257万トン(H元砂糖年度)→175万トン(R6砂糖年度見込) H29砂糖年度以降は、甘味全体の需要量が減少する中で、加糖調製品の需要量も減少している状況。
- 異性化糖については増加ないし横ばいで推移。令和元砂糖年度以降については、新型コロナウイルス感染症の影響により減少したが、R3砂糖年度以降はやや回復し、横ばいで推移。
- 砂糖、加糖調製品ともに菓子・冷菓、清涼飲料水・酒類、パンへの仕向けが多く、両者は競合関係にある。

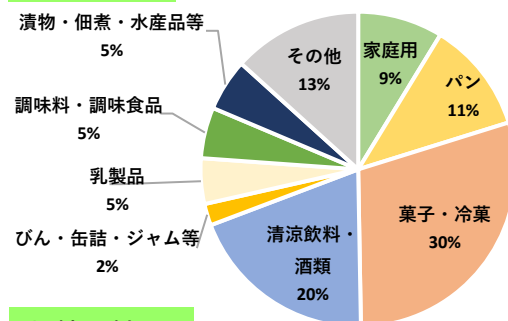
○ 甘味全体の需要量の推移

(万トン)

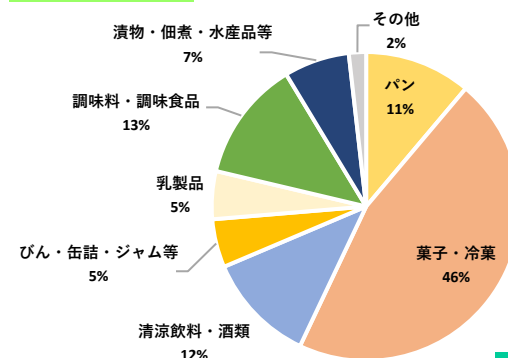


○ 砂糖と加糖調製品の用途別仕向割合(R6年度)

砂糖(再掲)



加糖調製品



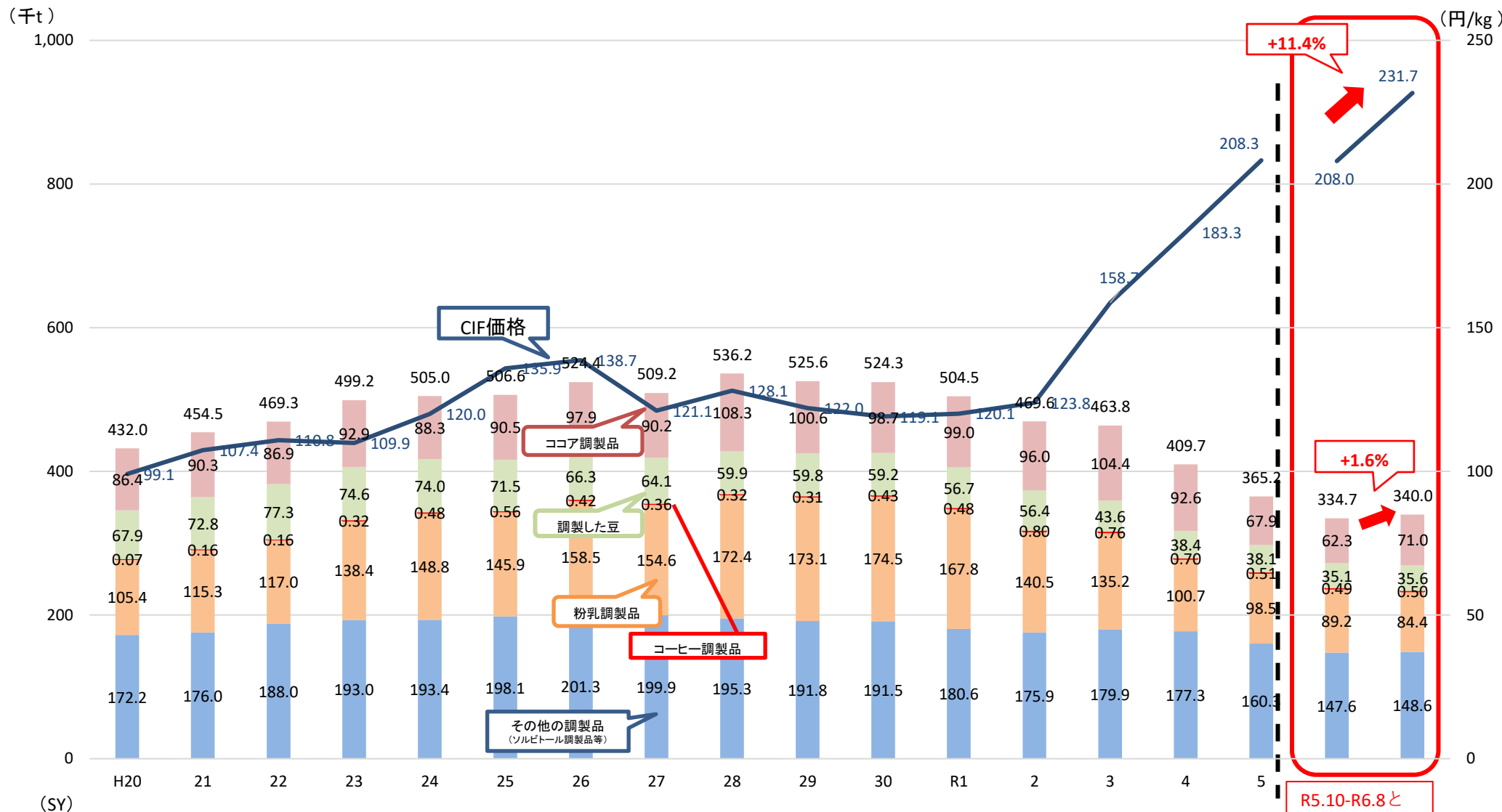
資料：農林水産省「砂糖及び異性化糖の需給見通し」(R6.9月) 注1：加糖調製品は含糖率ベースの推計。 注2：その他は含蜜糖、工業用等。

注3：異性化糖とは、主にとうもろこし由来のコーンスターチを原料としたぶどう糖と果糖を混合した液糖。主に清涼飲料水の原料となる。

資料：農畜産業振興機構

Ⅱ-3. 直近の主な加糖調製品の輸入動向

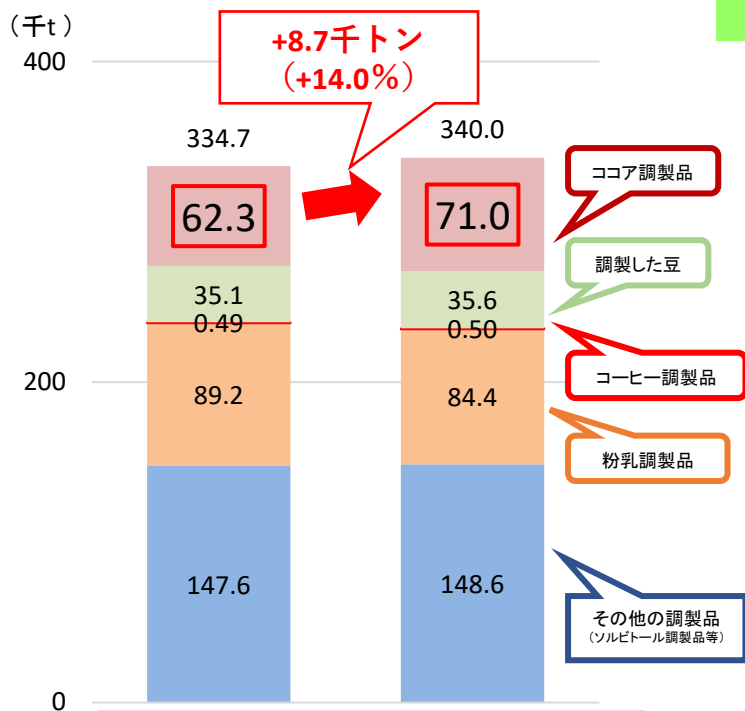
○ 令和6年10月～令和7年8月において、主な加糖調製品の輸入量はココア調製品の輸入量増加等により対前年比で1.6%増加。C I F単価は、円安やエネルギー価格の高騰等により対前年比で11.4%増加。



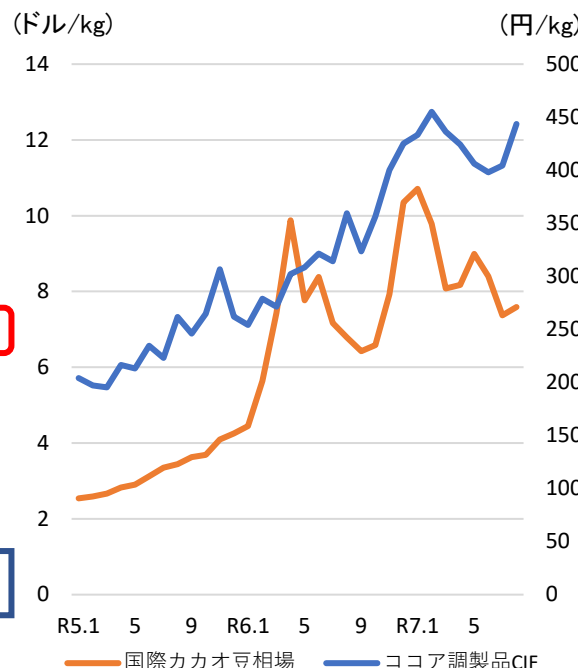
Ⅱ-4. 直近の主な加糖調製品の輸入動向の分析

- 主な加糖調製品のうち、ココア調製品の輸入量が前年同期比(※)で約8.7千トン増加と、加糖調製品の輸入増加量の大部分を占めている。(※ 令和5年10月から令和6年8月までと令和6年10月から令和7年8月までの比較)
- これは、カカオ豆の不作により高騰していた国際カカオ豆価格が、カカオ豆の主要生産国で収穫期を迎えたことにより下落傾向になり、急騰していたココア調製品の調達価格もそれに伴って下落に転じたことで、輸入量が増えたことが原因として考えられる。
- 粉乳調製品の輸入量は減少しているが、この要因としては、令和2年度以降、生産者と乳業が抛出をし、在庫削減対策として値下げすることで輸入品の国産への置き換え等を実施しているためと考えられる。
- このように加糖調製品の輸入量は国内の砂糖以外の原料の動向にも影響を受けるため、状況によって輸入が増加することがあり、依然として輸入増加の脅威は存在。

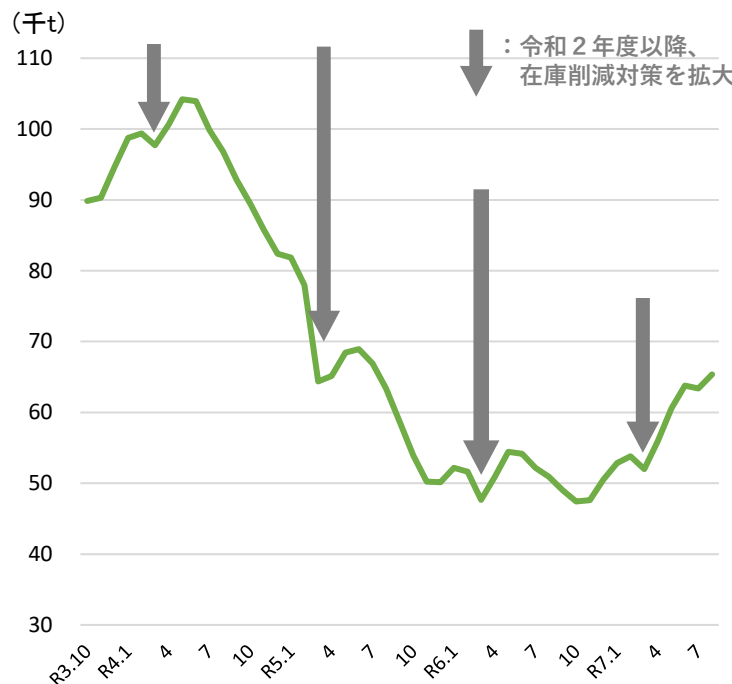
○直近の主な加糖調製品の輸入動向



○国際カカオ豆相場とココア調製品CIF価格の推移



○国内の脱脂粉乳の在庫量

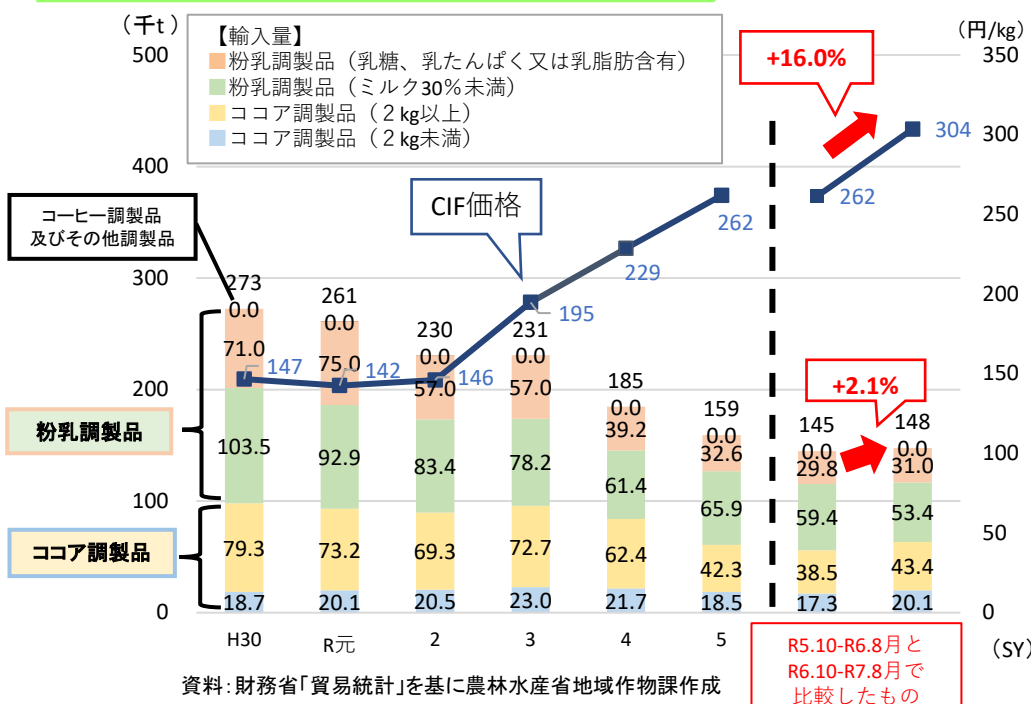


Ⅱ-5. 暫定税率引下げ対象の加糖調製品 6 品目の輸入動向とその検証

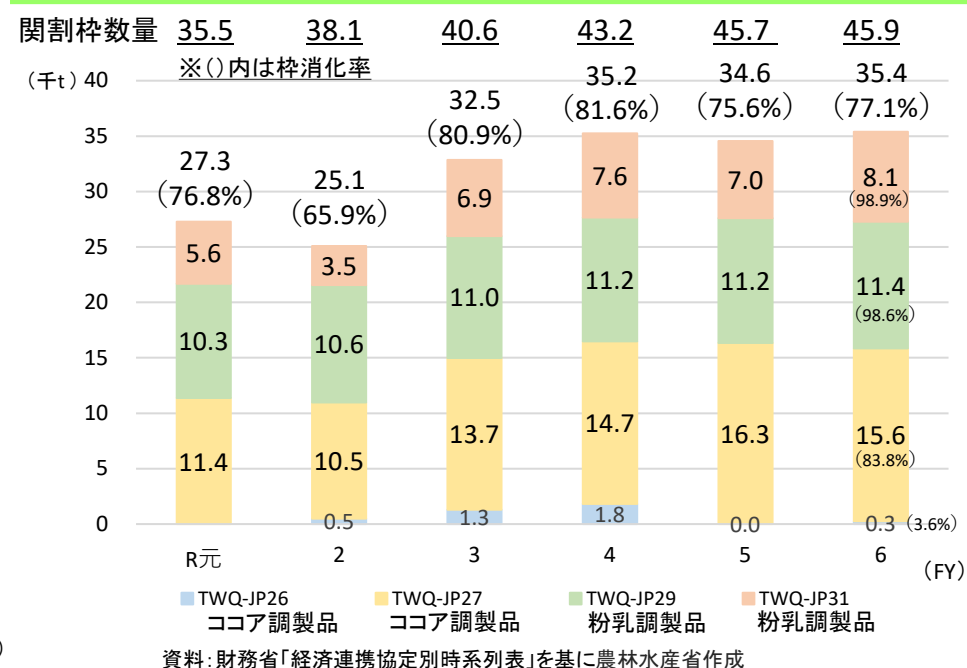
- 暫定税率引き下げ対象6品目(※)の輸入量は、令和6年10月から令和7年8月において、ココア調製品の輸入量増加等により対前年同期比で2.1%増加。また、CIF単価は円安やエネルギー価格高騰の影響等により16.0%増加。
- 対象6品目については、輸入量において粉乳調製品(2品目)及びココア調製品(2品目)がそのほとんどを占める。
- CPTPPにおいて当該4品目には漸増する関税割当枠が設定され、関税割当枠数量内は調整金が徴収されることなく輸入可能。事業者の関税割当枠内での輸入メリットは確実に存在し、毎年一定以上の輸入量が確立。
- 直近では、加糖調製品全体の輸入量は増加に転じている。さらに、関税割当枠内輸入量も増加しているほか、枠消化率も100%に近い品目もあるなど高い水準で推移していることから、今後も引き続き輸入が増加する可能性がある。
- 国産の砂糖と比べて安価な加糖調製品に対抗するためにも、枠外において確実に調整金を徴収することが必要。

(※)コーヒー調製品は、令和5年度にCPTPP税率のステージングにおける最終税率を迎えたため、令和6年度以降の暫定税率引下げ対象は5品目。

○ 対象 6 品目の輸入量と C I F 価格



○ 対象 6 品目のうち 4 品目を含みCPTPP関税割当輸入量

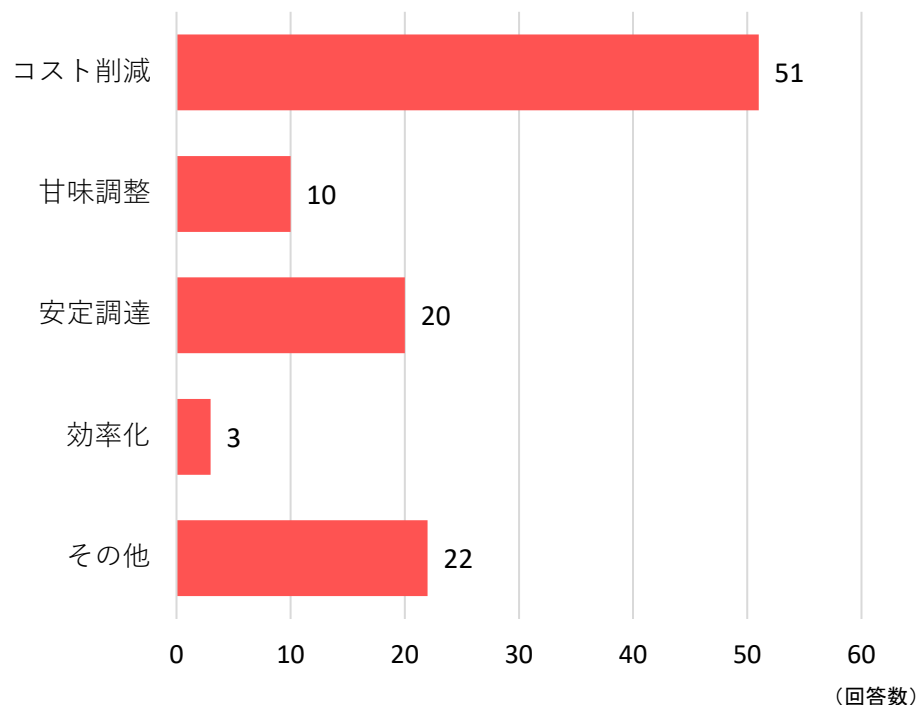


※このほか、TWQ-JP30(調製食料品(砂糖が最大の成分のものに限る))については100%消化

Ⅱ-6. 加糖調製品ユーザーの意向

- 輸入加糖調製品を利用している食品メーカー各社へのアンケート調査によると、加糖調製品を使用する理由は「コスト削減」が最も多くなっている。
- 最近では加糖調製品の価格が上昇したこと等を理由に国産砂糖への切り替えを行う動きが見られた一方で、価格的な理由で加糖調製品に切り替える、生産工程で使用するなら調製品の方が効率的である、という意向もあることから、今後の加糖調製品の価格動向次第では、加糖調製品の輸入増加の脅威は依然存在すると考えられる。

○ 加糖調製品を利用する理由(複数回答)



○ 食品メーカーにおける今後の加糖調製品の利用意向

- ・ 分離調達の場合、需給が不安定なため、安定供給の観点から加糖調製品の仕入れ数量を維持する見通し。
- ・ 分離調達に比べオペレーションの面で優位であることから、製造効率化のため、現時点では切替は考えていない。
- ・ 加糖調製品を砂糖に切り替えると、目的とする食感を形成することができない。
- ・ 加糖調製品と砂糖を需給状況に応じて使い分けている。

資料: 令和7年度ALIC調査を基に農林水産省地域作物課作成
注: 加糖調製品を利用する食品メーカー56社からの聞き取り調査。「加糖調製品を利用する理由」については、1社で複数の加糖調製品を利用している場合、それぞれについて回答したものを。

Ⅱ-7. 加糖調製品からの調整金収入の推移

- 加糖調製品からの調整金収入については、暫定税率引下げに伴う調整金の徴収幅の拡大に加え、円安や、国際糖価及び国際カカオ価格の高騰等により、加糖調製品のCIF単価が大きく上昇したことから、直近1年間で約106億円に増加。
- 暫定税率引下げ対象の6品目のうち、特にココア調製品の2品目について、暫定税率の引き下げに伴う調整金の徴収額の拡大が寄与し、引き下げ品目6品目の収入は大きく増加。
- 加糖調製品の調整金収入は、輸入数量及びCIF単価、暫定税率引下げによる徴収幅により変動。数量や単価を固定するなど一定の前提を置いた上での暫定税率引下げによる収入の増加分は、毎年3～4億円程度。
- これら調整金収入を原資として、輸入粗糖の調整金軽減及び国内産糖等の交付金への支援充当の措置を講じているところであり、暫定税率引下げによる輸入粗糖からの調整金の軽減措置は、毎年の国産の砂糖価格の引下げに寄与することから、引き続き、暫定税率の引下げは必要。

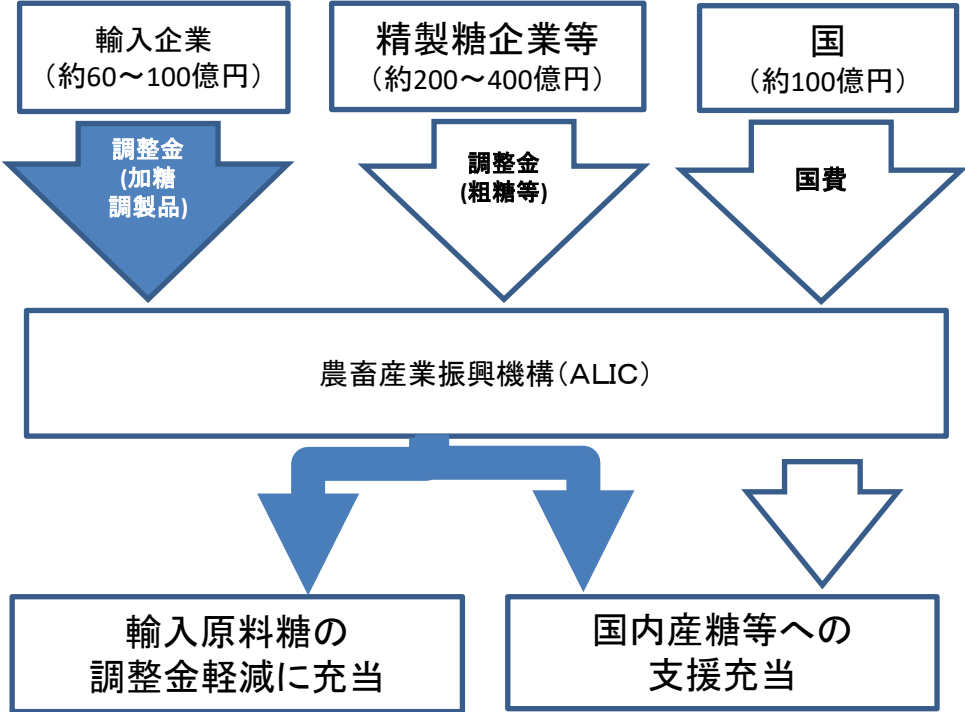
○ 加糖調製品からの調整金収入の推移

(単位：億円)

	R元	R2	R3	R4	R5	R6
ココア調製品	4	6	9	11	13	17
粉乳調製品	4	7	11	14	14	16
豆調製品	14	14	13	14	15	15
コーヒー調製品	0.01	0.04	0.02	0.02	0.02	0.10
その他調製品	40	38	43	54	60	58
合計	62	65	76	94	102	106
うち引下げ 6品目	5	10	16	24	22	29

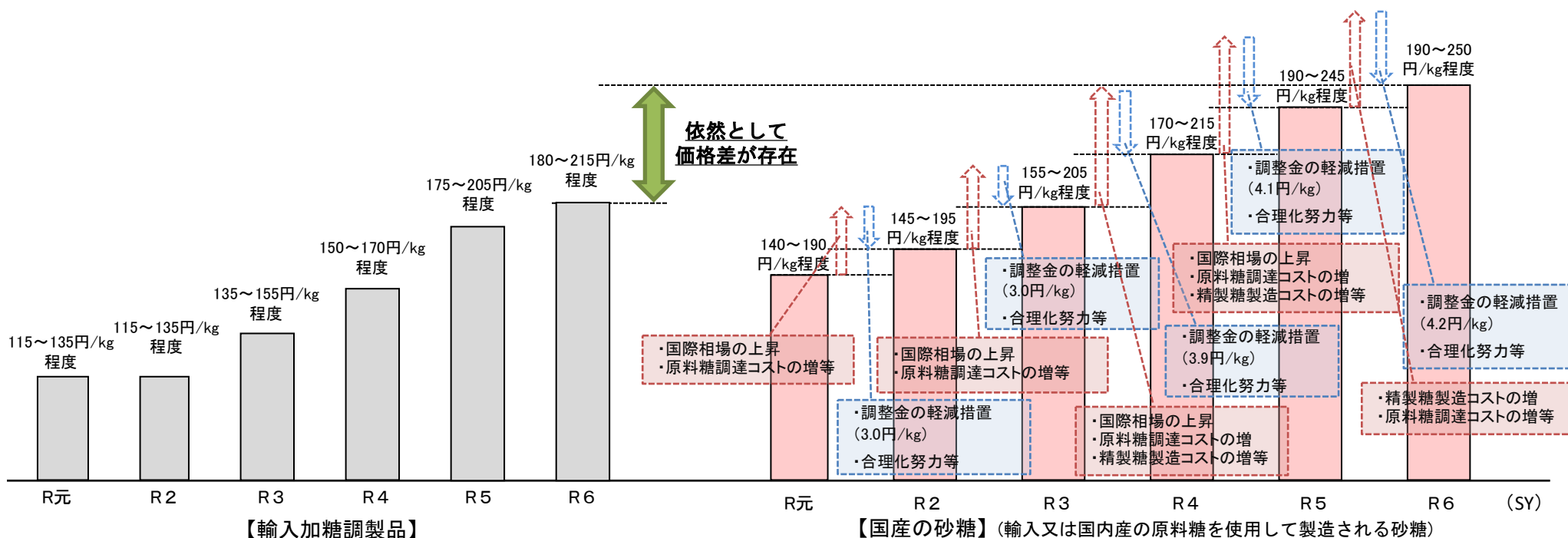
資料：農林水産省地域作物課作成
注：集計期間は当該年の7月から翌年6月

○ 砂糖勘定のスキーム図



Ⅱ-8. 加糖調製品からの調整金徴収の政策効果

- 令和6砂糖年度の国産の砂糖の取引価格は、精製糖製造コストの増加等もあり、令和5砂糖年度から横ばい～約5円/kg上昇。
- 一方、加糖調製品は、原料の国際相場の上昇、海外輸送費の上昇等により、令和5砂糖年度から約5～10円/kg上昇。
- 両者の価格差はわずかに縮小したが、これは加糖調製品の価格上昇幅が砂糖よりも大きいことに加え、加糖調製品を原資とした輸入粗糖からの調整金の軽減措置(4.2円/kg)の効果や国内精糖メーカーの合理化努力等により、砂糖の取引価格の上昇が一定程度抑制されたことによるものと考えられる。
- このように、国際相場をはじめとする様々な外部環境の変動がある中でも、加糖調製品からの調整金を原資とした価格調整により、国産の砂糖価格が抑制され、消費者に一定のメリットが生じている。一方、両者の価格差は依然として存在することから、加糖調製品5品目の暫定税率引下げ及び15品目の暫定税率据置きの措置をすることで、競争力強化を図ることが必要。
- 令和7砂糖年度においても、糖価調整制度の目的に沿いつつ、国産の砂糖への支援に充当する調整金を拡大するとともに、引き続き、国産の砂糖の価格上昇を抑制するため、軽減措置を継続。



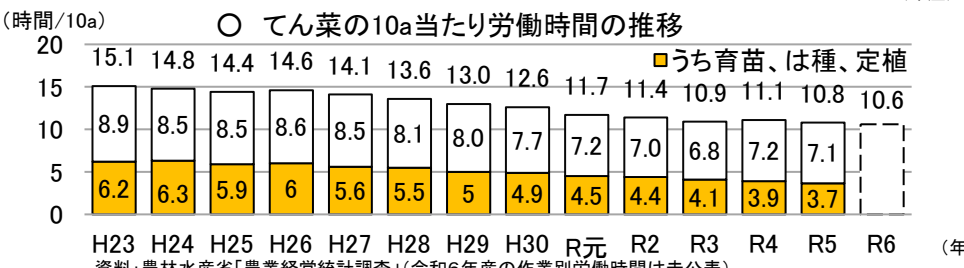
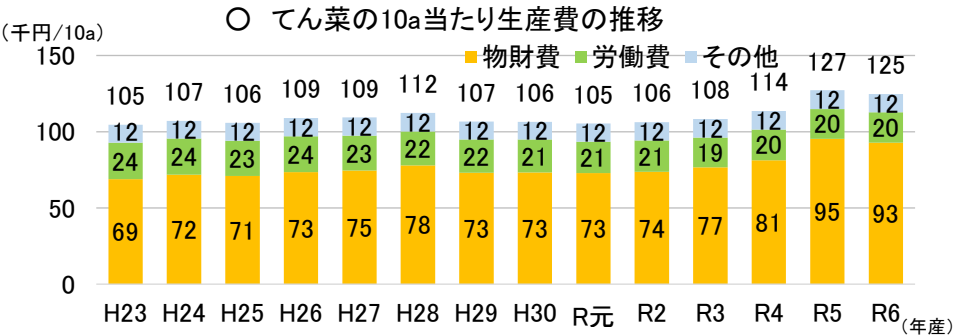
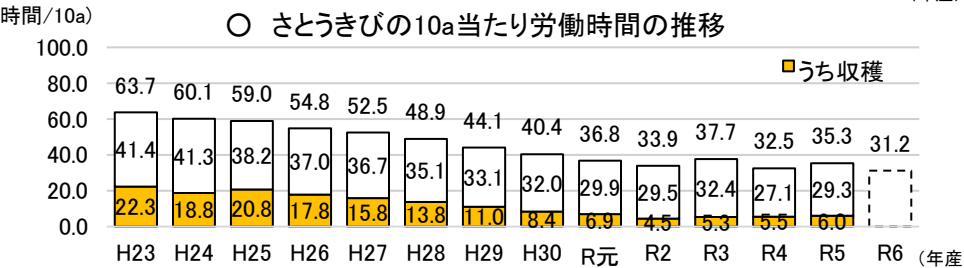
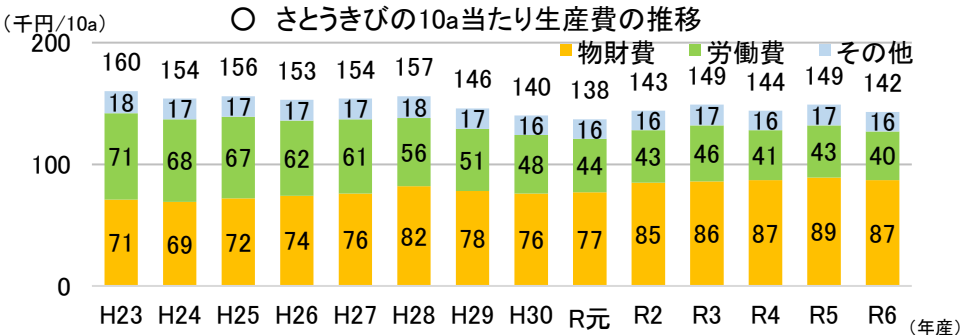
資料: 加糖調製品の価格はALIC調査を基に農林水産省地域作物課作成。国産の砂糖の価格は農林水産省地域作物課調べ。
注: 加糖調製品は、主要な例としてソルビトール調製品(含糖率80%程度)とした。

※輸入原料糖の軽減措置は、令和2砂糖年度～令和3砂糖年度は3.0円/kg。令和4砂糖年度10～12月期は3.9円/kg。令和2～3砂糖年度の軽減額は、暫定税率の引下げにより、調整金の徴収額は拡大していたものの、令和2砂糖年度以前に設定された調整金の軽減の水準が過大となっていたことで、調整金収支が悪化した状態にあったことから、軽減幅を縮小していたことによるもの。

Ⅲ 国内産糖に係る競争力強化の取組

Ⅲ-1. 国内産糖の生産・製造コストの低減のこれまでの取組

- さとうきびは、手刈り収穫から機械収穫への移行等により、労働時間は減少傾向。これにより、生産費の中の労働費が大きく減少することで、生産の効率化を図っている。
- 甘しゃ糖工場については、工場の老朽化に伴う施設更新や働き方改革に伴う人件費等の掛かり増し経費の上昇などにより製造コストは上昇傾向にあるが、設備の集中管理や自動化による労働生産性の向上などにより、製造コストの低減を進めている。
- てん菜は、他の品目と比較して肥料投入量、防除回数が多く、物財費が高止まりしている状況の中、労働時間を縮減するため、労働負担の大きい春先の植付について、移植から直播に切り替えることにより、生産の効率化を図っている。
- てん菜糖工場については、働き方改革などに伴う人件費の増加、トラック運賃の値上げによる輸送費の増加などにより製造コストは上昇傾向にあるが、工場の再編合理化による効率的な生産体制の構築や中間受入場の開設による原料輸送車両台数削減などにより、製造コストの低減を進めている。



○ 甘しゃ糖工場の製造経費・操業率の推移

(年産)	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
製造経費(円/kg)	127	108	103	104	100	81	104	110	104	96	98	106	115	107
操業率(%)	52	57	62	60	74	93	74	69	69	78	78	75	69	82

○ てん菜糖工場の製造経費・操業率の推移

(年産)	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
製造経費(円/kg)	68	70	69	63	59	72	61	64	66	64	67	83	108	88
操業率(%)	85	90	82	85	94	75	91	84	93	91	95	83	86	88

Ⅲ-2. さとうきび・てん菜の生産コストの低減に向けた取組

- さとうきびは、機械化の進展や省力的な植付作業の拡大など生産環境が大きく変化しており、データを活用したスマート栽培や受委託の効率化が進められているほか、多回株出し栽培に適した新品種の開発が進んでおり、順次普及予定。
- てん菜は、直播栽培の拡大を進めるとともに、特定の除草剤に耐性を持つ品種「KWS 8K879」の普及等も含めた減農薬・減肥料によるコスト低減を通じた収益の確保を目指した経営体の育成も図る。また、播種機（直播機）や多畦収穫機など省力機械の導入、作業の外部化・共同化により、労働時間に占める割合の多い育苗・移植・収穫時間の削減を推進。

○ さとうきびの取組

ビレットプランタの導入による植付時間の短縮

- ・ビレットプランタについては、平成26年から令和6年の10年間で急速に普及が拡大
(鹿児島県における導入台数 H26:5台 → R6:70台)
- ・従来普及している全茎式プランタと比較し、ハーベスタで収穫した裁断茎を直接ほ場に植え付けることで大幅な植付時間の削減が可能

ビレットプランタ	全茎プランタ	削減率
1.55h	4.47h	65.3%

出典：農研機構「ビレットプランタ活用の手引き」

全茎式プランタ(上)とビレットプランタ(下)



裁断茎

スマート農業・農業支援 サービス事業体の育成

<石垣島>

■ これまでの実証内容と成果

- ・ハーベスタの位置情報をシステムで管理しオペレーター間における従来の担当区域を超えた収穫面積の平準化による効率的な収穫体制を構築。
- ・雨量データと土壌水分データから降雨後のハーベスタ収穫の可否判断が可能となるシステムの設計に向けた検証を実施。

出典：イノベーション創出強化研究推進事業「持続的なサトウキビ生産を可能とする連続株出し多収品種と次世代型機械化一貫栽培技術の開発」

農業機械の適正管理によりほ場間の移動割合が減少



株出し栽培に適した有望品種の開発

RK10-29 (沖縄県)

- ・茎数が多く、優れた多収性
- ・根張りが強く、機械収穫でも引き抜きが起こりにくい。
- ・萌芽性もよく、株出栽培に適している。
- ・株出し栽培において課題となっている黒穂病抵抗性を有する。
- ・令和6年度に沖縄県及び鹿児島県において奨励品種として決定。
- ・※令和8年から原料用種苗として普及開始予定



○ てん菜の取組

■ 直播栽培の導入の推移

(単位:ha)

	H22年	27年	29年	30年	R元年	2年	3年	4年	5年	6年
直播面積	7,514	11,388	13,757	14,723	15,731	17,725	20,436	22,206	22,635	24,587
作付面積全体	62,600	58,800	58,200	57,300	56,700	56,800	57,700	55,400	51,200	48,900
直播率	12%	19%	24%	26%	28%	31%	36%	40%	44%	50%

資料：北海道調べ。作付面積は統計部「作物統計」

■ 除草剤耐性品種「KWS 8K879」

- ・除草剤の複数処理や手取り除草を省略
- ・労働力コスト低減に寄与

無処理



除草剤1回処理



写真提供：日本甜菜製糖株式会社

■ 移植栽培から直播栽培への変更、基幹作業の外部化・共同化



Ⅲ-3. 甘しや糖・てん菜糖の製造コストの低減に向けた取組

- 甘しや糖については、設備の集中管理や自動化による労働生産性の向上などにより、製造コストの低減を進めている。
- てん菜糖については、工場の再編合理化による効率的な生産体制の構築や中間受入場の開設による原料輸送車両台数削減などにより、製造コストの低減を進めている。

○ 甘しや糖工場の整備状況

産地生産基盤パワーアップ事業、畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業、新基本計画実装・農業構造転換支援事業を活用し、鹿児島県5島（種子島、奄美大島、喜界島、徳之島、沖永良部島）、沖縄県2島（南大東島、北大東島）で施設整備を実施。

○ 甘しや糖工場の労働生産性向上の取組事例

沖縄県南大東島 大東糖業(株)

前処理設備（精脱用施設）を導入し、前処理の稼働時間を削減。また、圧搾工程への異物混入等による停搾時間を減らし、労働生産性（時間当たりの販売金額）を21.9%向上



鹿児島県喜界島 生和糖業(株)

圧搾工程自動化設備を導入し、圧搾ミルの調整・洗浄等を手作業から遠隔自動操作に変更することにより、圧搾工程に係る作業を1日当たり6時間削減。



鹿児島県徳之島 南西糖業(株)（伊仙工場）

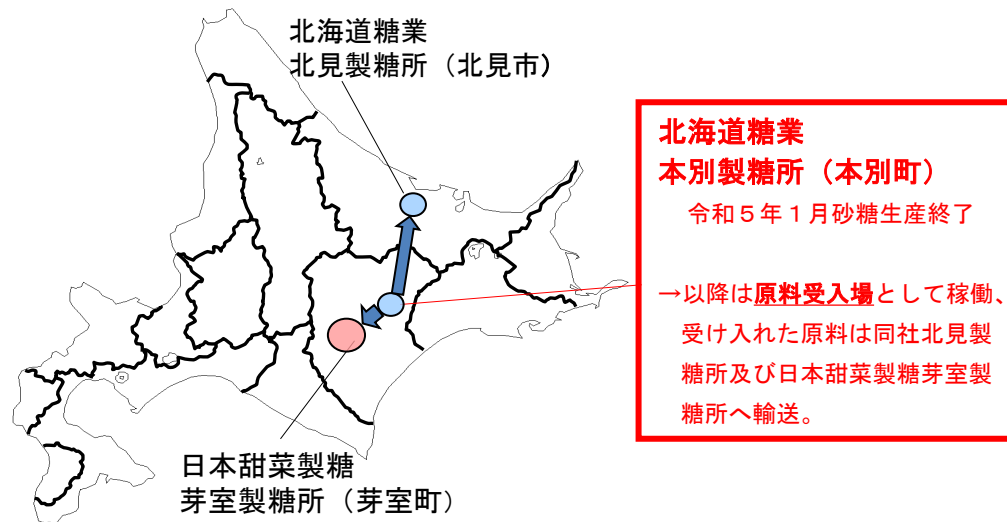
分離工程の中央制御化設備を導入し、遠隔操作や監視が可能となり1.5時間/日の作業が低減。



○ てん菜糖工場の整備状況

強い農業づくり総合支援交付金、加工施設再編等緊急対策事業、新基本計画実装・農業構造転換支援事業を活用し、3社4工場（日本甜菜製糖：芽室製糖所、北海道糖業：本別製糖所、北見製糖所、ホクレン：清水製糖工場、）で施設整備を実施。

○ てん菜糖工場の再編合理化の取組事例



○ てん菜糖工場の原料輸送台数削減の取組事例

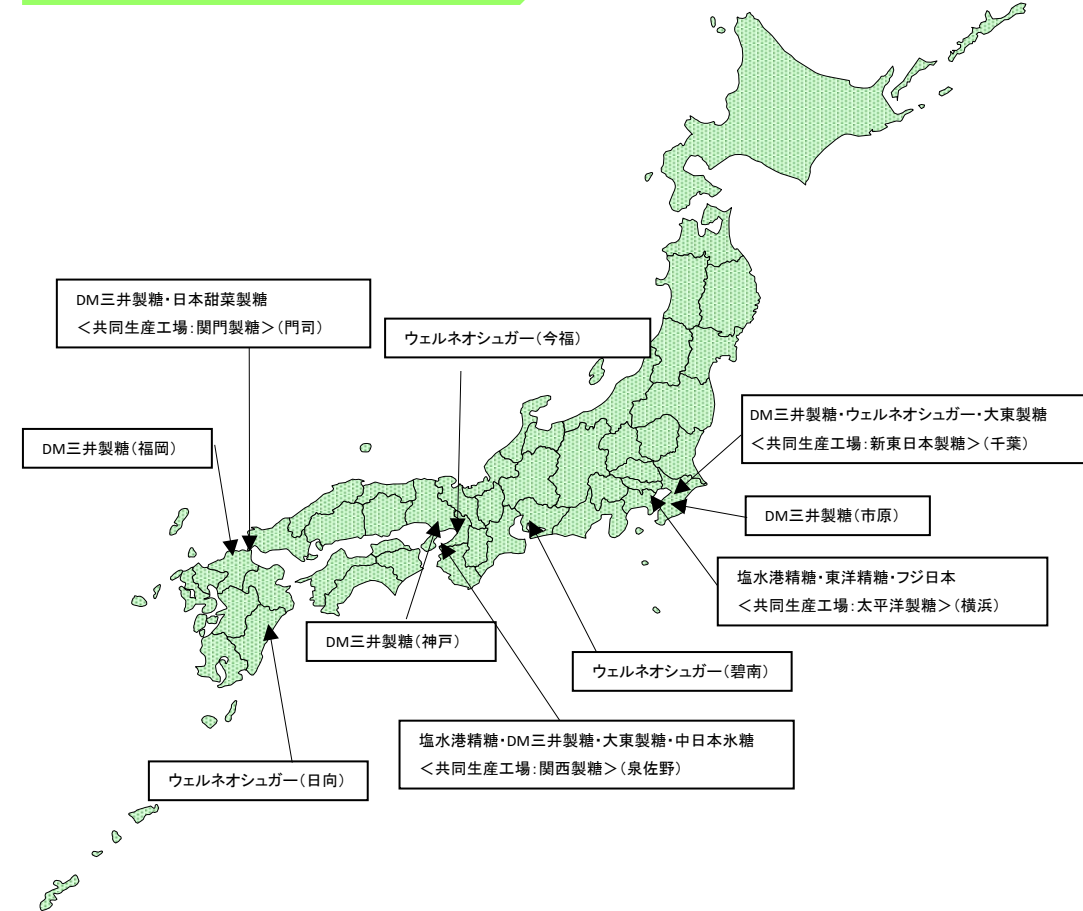
ホクレン 清水製糖工場（清水町）

令和4年度より、原料輸送のための中間受入場が設置・運営されており、収穫最盛期（10～11月）に委託する原料輸送車両台数を中間受入場開設前から30台を削減。

Ⅲ-4. 精製糖企業の状況

- 精製糖工場は、輸入原料糖や国産甘しや糖等を精糖し、消費者や実需者に最終製品である砂糖を安定的に供給。輸入原料糖に対して賦課される調整金を負担することにより、国内の生産者・製糖工場に対して交付される交付金の財源を賄っている。
- 主に消費地近くの沿岸部に立地し、現在11社10工場が分布。
- 精製糖業界においては、企業による合併、工場の統廃合、生産の共同化等の再編・合理化による経営体質の強化を推進。

○ 精製糖工場分布図



○ 精製糖企業の経営体質の強化に向けた取組例

＜再編合理化の取組＞
令和以降、7件の再編合理化が行われ、現在、11社10工場が分布。
（平成以降、10社12工場が統廃合）

【最近の再編合理化の動き】
令和7年10月 ウェルネオシュガーが第一糖業を吸収合併
令和7年10月 近畿食糧での砂糖事業終了
令和6年10月 日新製糖と伊藤忠製糖が合併し、ウェルネオシュガーへ
（経営統合は令和5年1月）
令和6年3月 DM三井製糖と和田製糖が業務提携
令和5年6月 塩水港精糖と大東製糖が業務提携
令和4年10月 三井製糖と大日本明治製糖が合併し、DM三井製糖へ
（経営統合は令和3年4月）
令和元年8月 日新製糖が王子製糖から砂糖事業を承継

【生産の共同化】
平成14年7月 関西製糖での共同生産開始
（塩水港精糖、大日本明治製糖、大東製糖）
平成14年7月 新東日本製糖での共同生産
（日新製糖、大日本明治製糖、大東製糖）
平成13年10月 太平洋製糖での共同生産
（塩水港精糖、東洋精糖、フジ日本精糖）
平成13年4月 関門製糖での共同生産
（大日本明治製糖、日本甜菜製糖）

（※いずれも当時の社名）

IV 中長期的な在り方及びその実現 に向けた具体的な取組

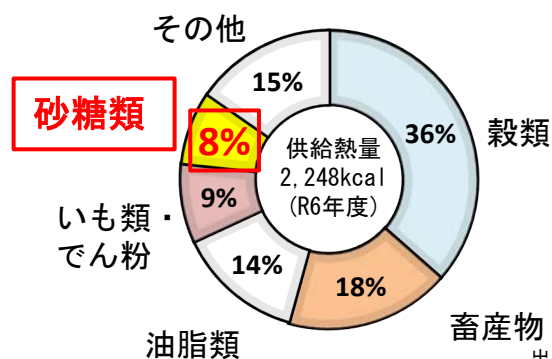
IV- 1 . 新たな食料・農業・農村基本計画及び砂糖の位置付け

- 令和6年に改正された「食料・農業・農村基本法」に基づき、食料・農業・農村に関し、政府が中長期的に取り組むべき方針である「食料・農業・農村基本計画」を令和7年4月11日に策定。
- 当該法律では国民一人一人の「食料安全保障」を柱として位置付け。砂糖は国民の摂取カロリーの約8%を占める重要な品目であり、砂糖の安定供給の確保が課題。
- その中で国内の甘味資源作物生産や国内産糖製造事業者を支えていくことが重要であり、国内の甘味資源作物生産の状況や砂糖をめぐる国内外の情勢を踏まえ、引き続き、持続可能な制度のあり方の検討を行っていく。

改正後の基本理念(抜粋)

- ・食料安全保障を基本理念の柱と位置付けた上で、国全体としての食料の確保(食料の安定供給)に加え、国民一人一人の食料入手の観点を含めたものとして、「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれ入手できる状態」と定義
- ・食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤等の食料の供給能力の確保が重要である旨を位置付け
- ・環境と調和のとれた食料システムの確立を基本理念として位置付け

○ 国民1人・1日当たりの供給熱量



出典：農林水産省「食料需給表」

○ さとうきびの位置付け

さとうきびは、鹿児島県南西諸島や沖縄県の台風常襲地帯において、自然災害への高い耐性を有する作物として、代替の効かない基幹作物。



被害を受けたさとうきび

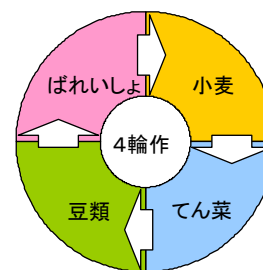


葉が再生中のさとうきび

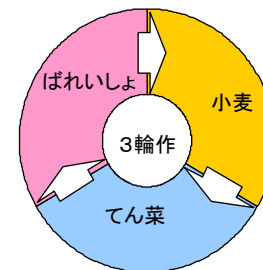
○ てん菜の位置付け

てん菜は、連作障害を避けるため、畑作においては輪作が不可欠な中、北海道畑作の輪作体系を構成する作物。

【十勝】



【オホーツク】



IV- 1 . 新たな食料・農業・農村基本計画及び砂糖の位置付け

新たな食料・農業・農村基本計画における砂糖に関する記載（抜粋）

第4 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

I 我が国の食料供給 1 国内の食料供給

(2) 土地利用型作物（米、麦、大豆、そば、いも類、甘味資源作物）

⑥ 甘味資源作物（砂糖）

ア 消費

新規需要開拓等により、需要の維持・拡大を図る。

イ 生産

国内のてん菜・さとうきびを原料とする国内産糖と輸入糖では内外価格差が生じている中、国内産糖の安定供給を図るためには、糖価調整制度の持続可能性の向上に取り組む必要がある。

(i) てん菜

引き続き需要に応じた持続的なてん菜生産を推進することに加え、移植から直播栽培への転換や基幹作業の外部化等により労働負担の軽減を図るなど、規模拡大への対応を推進するほか、化学肥料等の投入量を低減した栽培体系の確立・普及、病害抵抗性品種の開発・普及、適期防除等を推進する。

(ii) さとうきび

農業機械の導入等による担い手・作業受託組織の育成を推進するとともに、地力増進等生産性向上の取組や多茎型など機械化適性品種の開発・普及、農地の大区画化、かんがい施設等の生産基盤の整備を推進する。さらに、農業保険による対応に加え、基金を活用した自然災害による被害からの回復等への支援を行う。

ウ 加工・流通

てん菜糖工場について、中間受入施設や大型車両用導入に必要な設備等の整備を推進し、物流の効率化を図る。

また、甘しや糖工場について、省力化設備・施設の導入、人材確保・多能工の育成等を推進し、安定的な操業体制を確立する。

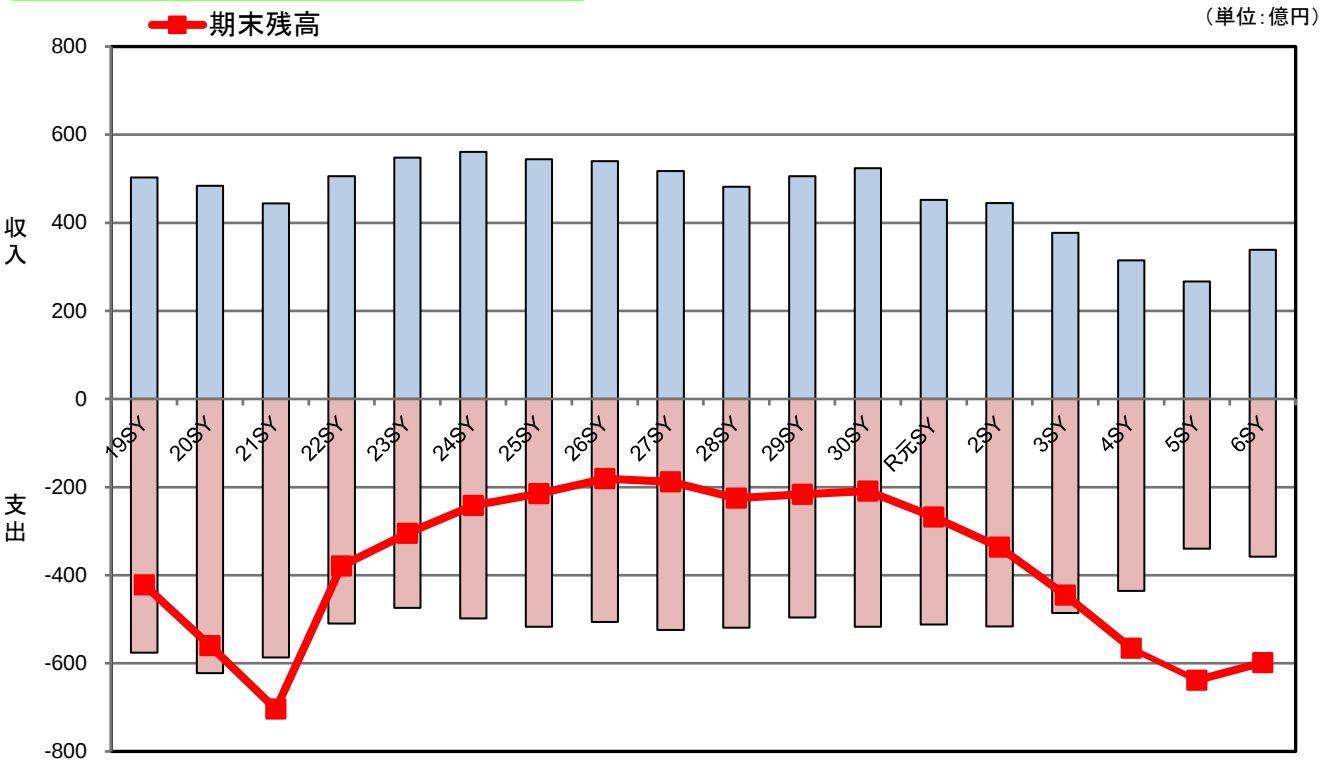
甘味資源作物の国内消費仕向量、生産量、輸出货量、単収、作付面積に関するKPI

品目 【 】は主な産地(2023年産)	国内消費仕向量(万トン) 〔 1人・1年当たり 消費量(kg/人・年) 〕		生産量(万トン)				単収(kg/10a)		作付面積(万ha)	
	2023年	2030年	2023年	2030年	うち輸出货量(万トン)		2023年	2030年	2023年	2030年
					2023年	2030年				
甘味資源作物(砂糖)	<212> (<16.6>)	<200> (<16.1>)	<54>	<70>	<0.1>	<0.1>	—	—	7.9	7.7
てん菜 <精製糖換算>【北海道】	—	—	340 <41>	337 <55>	—	—	6,650	6,730	5.1	5.0
さとうきび <精製糖換算>【沖縄、九州】	—	—	118 <13>	133 <15>	—	—	5,210	5,943	2.7	2.7

IV-2. 砂糖勘定の収支をめぐる状況

- 糖価調整制度の砂糖勘定については、国際糖価の高騰や円安の影響等により、令和元砂糖年度以降、調整金収支が急激に悪化。
- 令和6砂糖年度における単年度収支は改善したものの▲19億円の赤字見込み。なお、令和6砂糖年度の累積赤字（期末残高）は、令和6年度補正予算において措置した「糖価調整制度安定運営緊急対策交付金」により、▲598億円となる見込み。

○ 砂糖の調整金収支の推移



注1) 砂糖年度 (SY) とは、毎年10月1日～翌年9月末までの期間をいう。
注2) 四捨五入の関係で前年度期末残高と単年度収支の合計額が期末残高と一致しない場合がある。
注3) 単年度収支には、糖価調整緊急対策交付金 (H22SY) 及び糖価調整制度安定運営緊急対策交付金 (R6SY) の充当分を含まない。
注4) 19砂糖年度以降の各年度については、当該年度のてん菜に係る国庫納付の確定額を反映。

○ 砂糖調整金の期末残高推移

砂糖年度 (SY)	単年度収支	期末残高
H19	▲ 73	▲ 422
20	▲ 138	▲ 560
21	▲ 143	▲ 704
22	▲ 4	▲ 378
23	74	▲ 304
24	62	▲ 242
25	27	▲ 215
26	34	▲ 181
27	▲ 7	▲ 188
28	▲ 37	▲ 225
29	10	▲ 216
30	7	▲ 209
R元	▲ 56	▲ 265
2	▲ 71	▲ 336
3	▲ 109	▲ 445
4	▲ 121	▲ 566
5	▲ 72	▲ 638
6 (見込み)	▲ 19	▲ 598

資料：地域作物課調べ

IV-3. 持続的なてん菜生産に向けた今後の対応

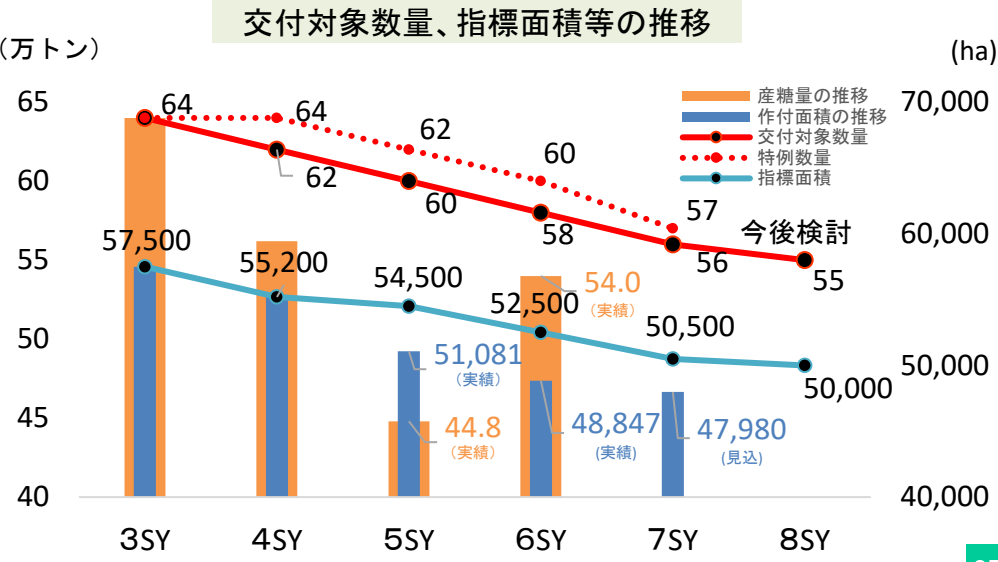
- 砂糖の消費量が減少する中、てん菜糖業の在庫量が増大し、厳しい経営状況にあるとともに、てん菜生産を支える糖価調整制度の調整金収支についても累積赤字が増大。
- このような状況が続けば、持続的なてん菜生産が困難となるおそれがあるため、令和8砂糖年度にてん菜糖の国内産糖交付金の交付対象数量を55万トンとするとともに、てん菜から加工用ばれいしょや豆類など需要のある作物への転換、てん菜糖業の過剰在庫の解消に向けた需要拡大等の取組を推進。
- このような中、令和6砂糖年度におけるてん菜の作付面積は、指標面積を下回る48,847ha。なお、生育期間中の気温が総じて平年より高く推移したことにより、単収は平年を大きく上回る一方、各地で褐斑病の発生が確認されるなど、糖度の低下が見られた。
- 令和7年産のてん菜の作付面積は前年より約1,000ha減少し、48,000ha程度となる見込み(令和7年7月時点)。

持続的なてん菜生産に向けた今後の対応について(令和4年12月決定)

- 1 令和8砂糖年度における交付対象数量は、55万トン(産糖量ベース)とし、令和5砂糖年度から令和7砂糖年度までについては、別紙の交付対象数量とする。
ただし、令和7砂糖年度までにおいて、てん菜の作付面積が、指標面積(当該砂糖年度の交付対象数量を生産するために必要となる標準的なてん菜の作付面積として定める別紙の指標面積をいう。)を下回る場合には、当該砂糖年度の交付対象数量は特例数量とする。なお、令和8砂糖年度における特例数量については、今後検討する。
- 2 てん菜糖の過剰在庫については、てん菜生産にとって車の両輪であるてん菜糖業の経営に著しく支障をきたしていることから、持続的なてん菜生産を図るためにも、輸入加糖調製品からの置換えの促進など、てん菜糖の需要拡大対策を講ずるものとする。
また、てん菜糖業の持続的な経営のため、原料てん菜の集荷の効率化や、てん菜糖の流通の合理化等について、引き続き関係者と検討を行うものとする。
- 3 てん菜から転換する加工用ばれいしょや豆類を始めとした需要のある作物については、生産者が意欲を持って転換に取り組めるよう、必要な支援を講ずるものとする。
また、産地において、指標面積に応じたてん菜の作付の促進が図られるよう、てん菜の生産コストの削減等に必要な支援を講ずるものとする。
- 4 糖価調整制度の持続的な運営を図るため、毎年度、調整金収支の状況や砂糖需給の動向をはじめ、てん菜の生産状況、てん菜糖業の経営状況等を踏まえ、食料・農業・農村政策審議会甘味資源部会において、令和8砂糖年度までの交付対象数量及び指標面積について検証を行うものとする。また、当該検証結果を踏まえ、必要と認める場合には、関係者との協議の上、所要の措置を講ずるものとする。

令和8砂糖年度までのてん菜糖交付対象数量

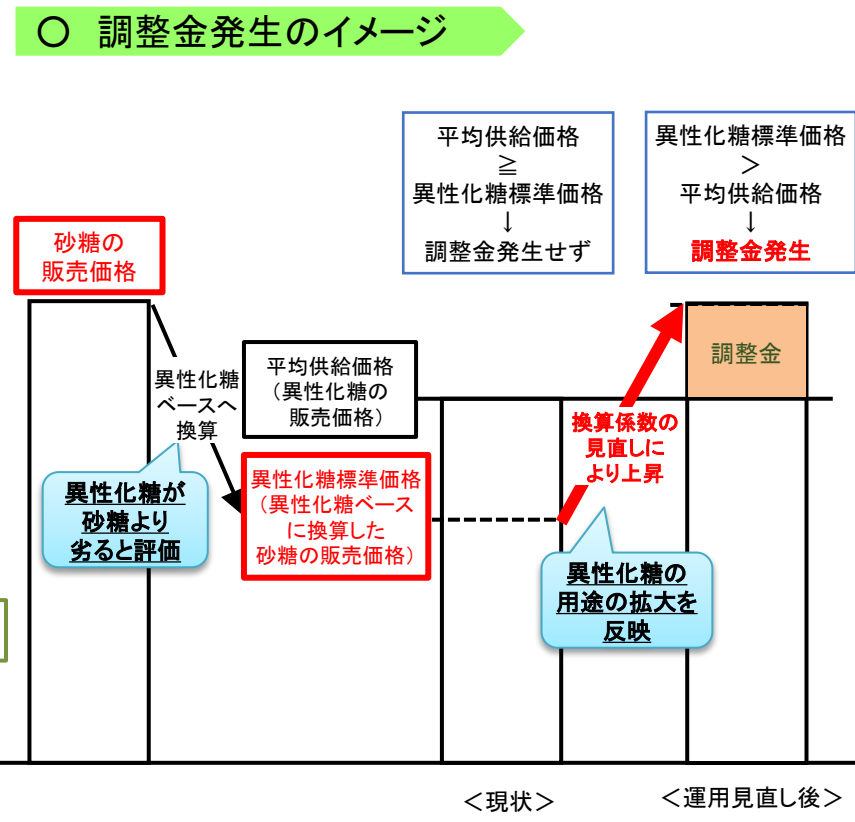
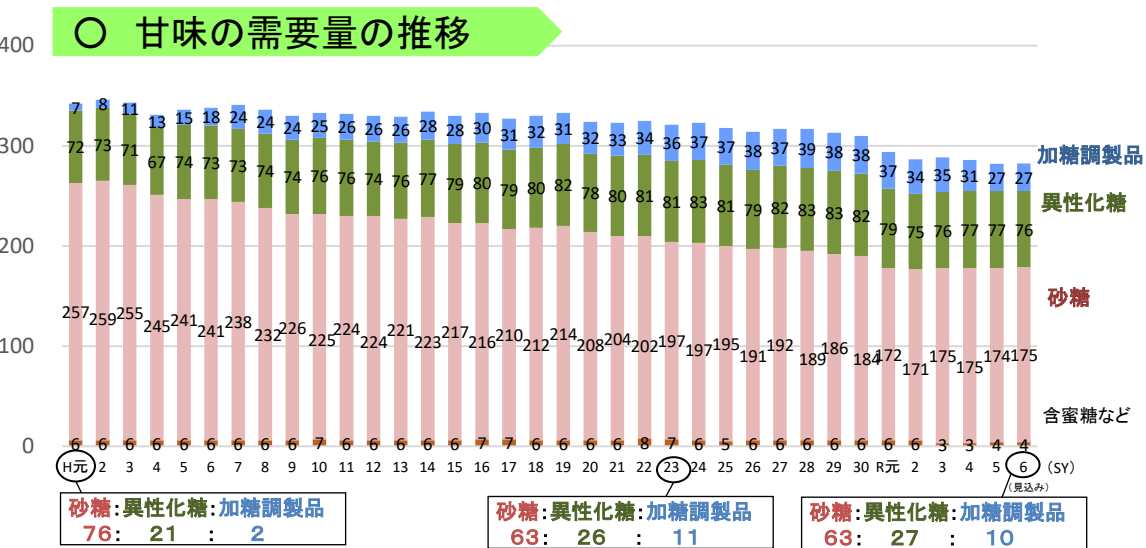
	R5SY	R6SY	R7SY	R8SY
1 交付対象数量	60万トン	58万トン	56万トン	55万トン
2 指標面積	54,500ha	52,500ha	50,500ha	50,000ha
3 特例数量 (作付面積が指標面積を下回る場合の交付対象数量)	62万トン	60万トン	57万トン	今後検討



資料：作付面積、産糖量は北海道調べ。 ※R7年産作付面積(見込)はビート糖業協会調べ(R7.7時点)。

IV-4. 異性化糖の調整金に係る運用見直し

- 異性化糖の需要は、砂糖も含めた甘味全体の需要が減少傾向で推移する中で、やや増加から横ばいで推移。他方で、調整金は平成23年以降発生していなかったところ。
- このような中、砂糖と異性化糖の用途等の現状を踏まえ、令和6年4月から異性化糖の換算係数について見直しを実施。
- その結果、13年ぶりに調整金が発生しているところであり、引き続き適切に算定。



Ⅳ-4. (参考) 異性化糖を活用した製品について

- 異性化糖は、でん粉に加水分解酵素、糖化酵素を作用させてぶどう糖を製造し、これに異性化酵素を作用させることで、その一部を、より甘味度の高い果糖に変化（異性化）させることで製造できる。
- 異性化糖は、ぶどう糖と果糖が混合した液状の糖であり、液体であるため溶解する手間がいらない、ショ糖（砂糖）と比べ、甘味がシャープに感じ、低温で甘味度が増加するなどの特徴を活かし、清涼飲料水や酒類、調味料、冷菓等に活用されている。
- 異性化糖は、果糖の含有割合によって、食品等の成分表における名称が変化する。
（果糖50%未満：ぶどう糖果糖液糖、果糖50% 以上90%未満：果糖ぶどう糖液糖、果糖90%以上：高果糖液糖）



異性化糖のイメージ

清涼飲料水



果糖ぶどう糖液糖（国内製造）／
炭酸、香料、酸味料

三ツ矢サイダー（アサヒ飲料）

調味料



トマト（輸入又は国産（5%未満））、
糖類（砂糖・**ぶどう糖果糖液糖**、
ぶどう糖）、醸造酢、食塩、たまねぎ、
香辛料

トマトケチャップ（カゴメ）

鍋用スープ



アミノ酸液（大豆を含む）（国内製造）、**果糖ぶどう糖液糖**、みそ（大豆を含む）、食塩、醸造酢、魚醤（魚介類）、にんにく、唐辛子、ごま油、コチュジャン（大豆を含む）、ラージャン、たん白加水分解物、鶏脂、ポークチキン香味オイル、煮干し粉末、酵母エキス加工品／調味料（アミノ酸等）、パプリカ色素、増粘剤（キサンタンガム）

キムチ鍋つゆ（ミツカン）

冷菓



異性化液糖（国内製造）、砂糖、りんご果汁、ぶどう糖、ライム果汁、水あめ、食塩／香料、安定剤（ペクチン）、酸味料、着色料（スピリリナ青、クチナシ、紅花黄）、（一部にりんごを含む）

ガリガリ君ソーダ（赤城乳業）

IV-5. 砂糖勘定の収支改善に向けた取組

- 近年の砂糖勘定の収支が大きく悪化した要因も踏まえつつ、制度関係者による収支改善に向けた取組を進めることにより、糖価調整制度の持続的な運営を目指す必要。

累積赤字の拡大要因

改善策

- 長期的な砂糖消費量の減少
- 堅調な国内産糖の生産
- 新型コロナウイルスの影響による砂糖消費量の急減
- 歴史的な国際糖価の高騰・円安による調整金単価の減少



- 「てん菜方針」の決定 (R4年12月)
(R8SYに向けて国内産糖の交付対象数量を調整)
- 加糖調製品からの調整金の徴収 (H30年12月)
- 異性化糖調整金の運用見直し (R6年4月:調整金発生)
- 持続的な制度運営とするための適切な価格指標(指定糖調整率等)の設定
R6砂糖年度の指定糖調整率:37%→39.32% (随時)
- 甘味資源作物及び砂糖の生産関係者による効率化の取組 (継続)

IV-6. 砂糖の需要拡大に向けた取組

- 農林水産省では、平成30年より、砂糖に関する情報発信や砂糖の需要拡大を応援する「ありが糖運動」を展開。令和7年には公式マスコットキャラクター「かんみい」を決定するなど、取組を継続。
- また、インバウンド向け等市場調査、国産砂糖を使用する新製品開発やその販路拡大等の需要拡大の取組を支援。
- このほか、さとうきび等甘味資源作物の SAF(持続可能な航空燃料) 等への他用途利用に向け、甘味資源作物関係者、自治体、地域住民等の認知を向上させる情報発信等の取組を支援。

○ SNS等を通じた情報発信「ありが糖運動」

「ありが糖」
たいせつな人に
「ありが糖」
© 2019 農林水産省
アンバサダー19名、40団体
約280企業が参画

<SNS投稿の一例>



<令和7年度こども霞が関見学デーでの綿菓子作り体験>



・公式マスコットキャラクターの決定

本運動の認知度を更に向上させ、幅広い世代の方々に親しみを持って本運動に参画していただくため、デザイン募集を行い、投票の上、決定。



・関係者による主体的な取組を後押し

精糖工業会等
<シュガーチャージ推進協議会>

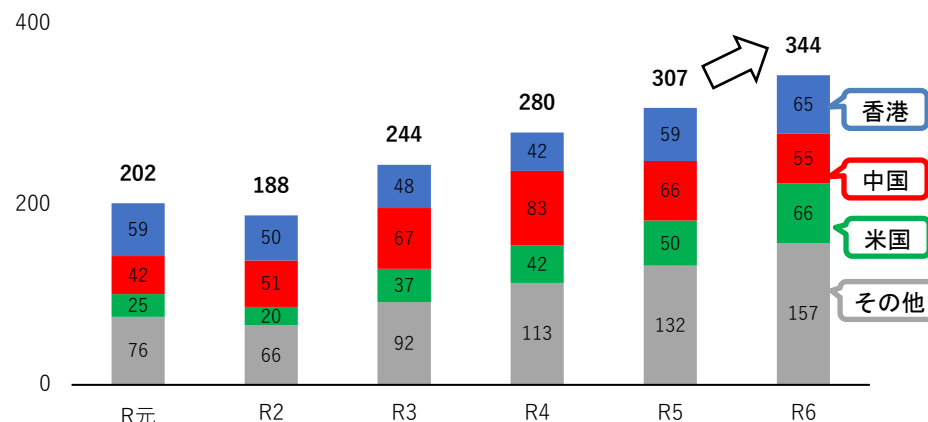


JAグループ北海道
<天下糖プロジェクト>



○ 菓子（米菓を除く）の輸出額の推移（国・地域別内訳）

(億円)



財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

○ 砂糖等の新規需要拡大への支援

砂糖等の新規需要開拓支援事業(令和6年度補正予算:58億円の内数)

- ・ 国内で製造された砂糖の需要拡大や甘味資源作物の持続的な生産の確保を図るため、インバウンド向け等市場調査、輸入加糖調製品からの切替に係る食品表示の変更等の取組を支援。

<支援メニュー>

- ・ インバウンド向け等の市場調査
- ・ 新規需要製品の開発
- ・ 食品表示の変更
- ・ 甘味資源作物の他用途利用 等



甘味資源作物のSAF等への他用途利用に関するシンポジウムを開催。

○ 菓子製造業者による輸出の取組事例

【A社の事例】

- ・ 輸出品目: サブレ、クッキー等
- ・ 主な輸出先: 中国、香港、シンガポール、米国等
- ・ 特徴: 砂糖、小麦粉、乳の原材料はすべて北海道産にこだわる。北海道を強調したパッケージで、北海道商品の引き合いが強いアジア圏を中心に輸出。



IV-7. 持続可能な航空燃料（SAF）の導入促進に向けた取組

- SAF (Sustainable Aviation Fuel) とは、バイオジェット燃料を含む持続可能な航空燃料のことであり、ライフサイクル全体のCO₂排出量を大幅に削減でき、化石燃料由来のジェット燃料と比較して約60～80%の削減効果が期待されている。
- SAFの導入を加速させるため、官民一体となって取組を進める場として、「SAF官民協議会」が令和4年4月に設立。今後、本官民協議会の下に、関係する業界団体や企業、関係行政機関等で構成される「導入促進TF」を設置し、具体的な導入促進策について集中的に議論する予定。
- 令和7年2月に閣議決定された「第7次エネルギー基本計画」では、2030年のSAF供給目標量について「2019年度に日本国内で生産・供給されたジェット燃料のGHG排出量の5%相当量以上」と設定。
- 2030年における国内のSAFの需要量は172万kL相当、供給見込み量はそれを上回る約192万kL(※)。
- 農林水産省としても、甘味資源作物のSAF利用に関するシンポジウム等を通じて、国産さとうきびのSAF利用の検討を推進。
(※) SAF製造・供給事業者における公表情報等から積み上げ。ただし、原料確保や技術開発等の不確実性あり。

○ 協議会の構成

SAF官民協議会 (2022.4.22～)

事務局：資源エネルギー庁、国土交通省
(計5回実施)

構成員：航空会社、空港会社、石油元売会社等、農林水産省、環境省

製造・供給WG (2022.7.29～)

事務局：資源エネルギー庁
(計4回実施)

構成員：官民協議会における需要サイド、供給サイドのメンバー、関係省庁等

テーマ：SAFの需給見通し、国産SAFの製造・供給、SAF原料の安定確保

流通WG (2022.7.26～)

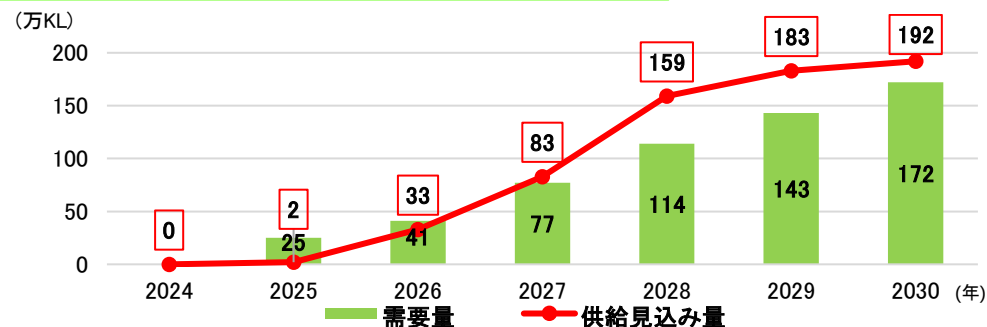
事務局：国土交通省航空局
(計6回実施)

構成員：官民協議会における需要サイド、供給サイドのメンバー、関係省庁等

テーマ：SAFのサプライチェーン構築、国産SAFのCORSIA適格燃料登録・認証

資料：令和6年6月27日「持続可能な航空燃料(SAF)の導入促進に向けた官民協議会」経済産業省資料を基に農林水産省地域作物課作成

○ SAFの利用量・供給量の見通し



○ 甘味資源作物の他用途利用に関する取組

・令和7年2月、さとうきび由来のSAF開発に関するシンポジウムが沖縄県で開催され、精製糖企業、石油企業をはじめ、幅広い業界から、約230名が参加(うち現地参加60名)。

・登壇者からは、さとうきび産業の課題や甘味資源作物の砂糖以外の他用途利用の必要性、沖縄産さとうきび由来のSAF開発による新たな環境価値創出の可能性について共有され、さとうきび由来のSAF開発に向けた業界関係者の機運醸成を図った。



SAFについての発表

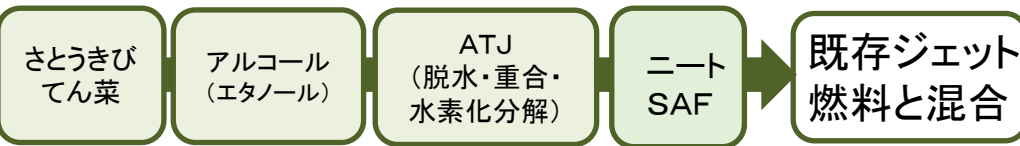


登壇者らによるパネルディスカッション

IV-8. 国産さとうきび等を原料としたSAFの製造コスト

- 新型コロナの影響を受ける前の2019年、さとうきび、てん菜が生産されている地域に離発着する航路区分ごとの需要量は、沖縄で約86万kL、鹿児島で約7万kL、北海道で約91万kLで、これらの一部が現地で給油されている状況。
- R3年度のさとうきびの生産量を基に、仮に砂糖を全く生産せず、その全てをATJによるSAF製造に仕向けた場合のニートSAF製造量を試算すると、約16万kLに相当。また、島ごとに、生産量の全てをSAF製造に仕向けた場合、作付規模の小さい島で0.25万kL、作付規模の大きい島で1.6万kLに相当。
- さとうきびを原料としたATJによる国産SAF製造コストは487～815円/Lと、国内製造SAFに比べて2.0～3.3倍と高い状況。

○ 調査対象としたSAFの製造プロセスATJ(Alcohol To Jet)



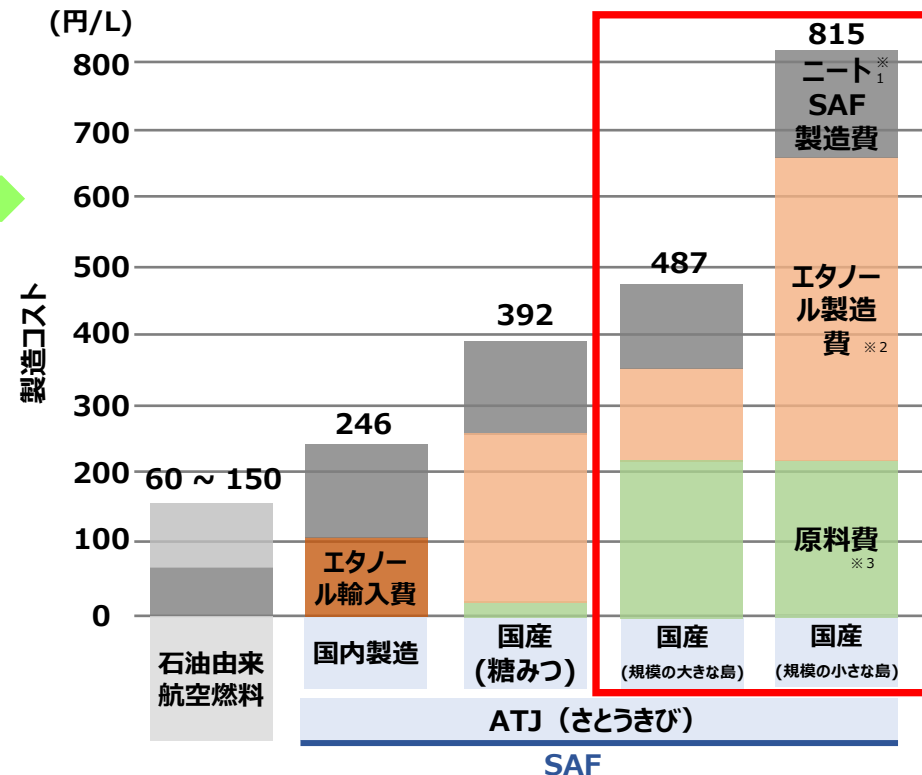
○ さとうきび等の全量をSAF製造の原料に仕向けた場合の供給可能数量(試算)

地域	原料生産量	ニートSAF製造量 ※1	需要量
沖縄・鹿児島	さとうきび145万t※2	約16万kL※3	沖縄:86.4万kL 鹿児島:7.3万kL
北海道	てん菜335万t	約48万kL	90.5万kL

○ さとうきびの島ごとの生産量をSAF製造に仕向けた場合の供給可能数量(試算)

地域	原料生産量	ニートSAF製造量
規模の大きな島	さとうきび14.7万t※2	(A)約1.6万kL※3
規模の小さな島	さとうきび2.3万t	(A)約0.25万kL

さとうきび等を原料とした国産SAF製造コスト(試算)



資料：株式会社日本総合研究所作成（令和4年度農林水産省食料・農業・農村政策企画調査）

※1：さとうきび又はてん菜を原料としたATJによりSAF製造した場合

※2：沖縄・鹿児島は黒糖分も含む（島ごとのものには黒糖分を含まない）

※3：当該さとうきび生産量から砂糖を生産した場合に生じる、全ての糖みつからSAF製造した場合は、約0.6万kLのニートSAFに相当

資料：株式会社日本総合研究所作成（令和4年度農林水産省食料・農業・農村政策企画調査）

※1：国内製造SAFに係る製造コスト、国産SAF製造に係るニートSAF製造費は、

World Economic Forum「Clean Skies Tomorrow」

※2：国産SAFに係るバイオエタノール製造費のうち糖液製造までの経費は、製糖工場の製造コストで試算、これ以外の経費は、過去の実証の結果を活用した試算値で近年における資材費等の高騰は考慮していない。

※3：原料費は砂糖向け原料の手取りと同水準として試算。国産（糖みつ）の原料費はさとうきびから砂糖を生産した際に生じた糖みつの価格

V 加糖調製品に係る関税改正要望の概要

V-1. 加糖調製品に係る令和8年度関税改正要望の概要

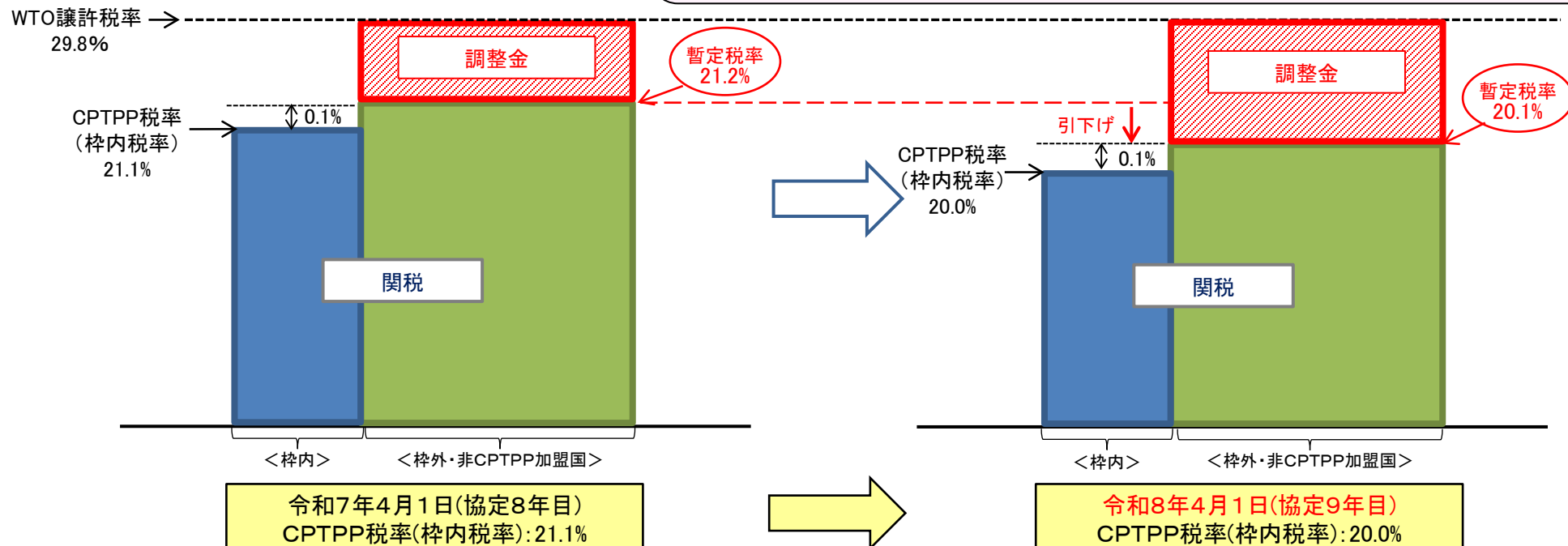
令和7年度改正の概要

- CPTPP交渉等の結果、関税割当の枠内税率が段階的に削減又は、関税が削減・撤廃される加糖調製品のうち5品目について、令和7年度のCPTPP税率の設定水準に応じて、調整金収入の拡大が可能となるよう5品目で暫定税率の引下げ及びそれ以外の15品目について、暫定税率の延長を措置。

令和8年度改正の要望内容

- CPTPP発効以降の調整金収入により、国産の砂糖価格が抑制され、消費者に一定のメリット。
- 令和6砂糖年度の加糖調製品の輸入量は、対前年比で増加しており、その主な要因は、国際的なカカオ豆の需給ひっ迫等により、昨年輸入量が減少していたココア調製品について、CIF価格の若干の減少に伴い、輸入量が増加していることによるもの。
- また、関税割当枠内輸入量も増加しているほか、枠消化率も100%に近い品目もあるなど高い水準で推移していることから、依然として今後の輸入増加の脅威は存在する状況。
- このため、加糖調製品からの調整金収入を確保し、国内産糖への支援に充当するためにも、令和8年度のCPTPP税率の設定水準に応じて、暫定税率の引下げ及び延長を要望。
- 加えて、糖価調整制度の持続的な運営に向け、輸入糖と国内産糖のバランスの確保、異性化糖調整金に係る運用の見直し等の取組とともに国産の砂糖の競争力強化を図るため、暫定税率の引下げ等を要望。

【具体的イメージ：粉乳調製品（1901.90-219）】



【参考】CPTPP税率のステージング（調整金対象加糖調製品6品目）

品名 (税番)	WTO 譲許税率	1年目 (協定発効)	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目 以降
		2018 (H30) (年度)	2019 (H31)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029～ (R11～)
ココア粉 (1806.10-110)	29.8%	28.4%	27.0%	25.7%	24.3%	23.0%	21.6%	20.3%	18.9%	17.6%	16.2%	14.9%	14.9%
ココア調製品 (液・粉・粒状、2kg超) (1806.20-121)	28%	26.9%	25.9%	24.9%	23.9%	22.9%	21.8%	20.8%	19.8%	18.8%	17.8%	16.8%	16.8%
粉乳調製品 (ミルク30%未満) (1901.90-219)	29.8%	28.7%	27.6%	26.5%	25.4%	24.3%	23.3%	22.2%	21.1%	20.0%	18.9%	17.9%	17.9%
コーヒー調製品 (コーヒーエキス等) (2101.11-110)	24%	21.6%	19.2%	16.8%	14.4%	12.0%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%
その他の調製品 (たんぱく質濃縮物等) (2106.10-219)	21%	19.0%	17.1%	15.2%	13.3%	11.4%	9.5%	7.6%	5.7%	3.8%	1.9%	0.0%	0.0%
粉乳調製品 (乳糖、乳たんぱく又は 乳脂肪含有) (2106.90-284)	29.8%	28.7%	27.6%	26.5%	25.4%	24.3%	23.3%	22.2%	21.1%	20.0%	18.9%	17.9%	17.9%